

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号 (3月11日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
令和4年度村長所信表明	9
同意第1号の上程、説明	17
議案第2号の上程、説明	18
議案第3号の上程、説明	18
議案第4号の上程、説明	19
議案第5号の上程、説明	19
議案第6号の上程、説明	20
議案第7号の上程、説明	21
議案第8号の上程、説明	22
議案第9号の上程、説明	23
議案第10号の上程、説明	23
議案第11号の上程、説明	24
議案第12号の上程、説明	26
議案第13号の上程、説明	27
議案第14号の上程、説明	28
議案第15号の上程、説明	29
議案第16号の上程、説明	30
報告第2号の上程、報告	32
散会の宣告	32

第 2 号 (3月16日)

開議、散会の日時	33
出席議員	33
欠席議員	33
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	33
事務局出席者	33
議事日程	34
開議の宣告	35
一般質問	35
大 山 美佐子 議員	35
宮 城 良 治 議員	36
大 城 邦 彦 議員	38
宮 城 貢 議員	41
大 城 佐 一 議員	45
安 里 重 和 議員	52
吉 浜 覚 議員	59
選挙第1号の選挙	67
決議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	68
散会の宣告	70

第 3 号 (3月17日)

開議、散会の日時	71
出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	71
事務局出席者	71
議事日程	72
開議の宣告	73
同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	73
議案第2号の質疑、委員会付託	73
議案第3号の質疑、委員会付託	73
議案第4号の質疑、委員会付託	74
議案第5号の質疑、委員会付託	74
議案第6号の質疑、委員会付託	74
議案第7号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	74
議案第8号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	75
議案第9号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	75
議案第10号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	75

議案第11号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	76
議案第12号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	82
議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	83
議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	83
議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	83
議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	84
議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	84
諸般の報告	87
散会の宣告	87

第4号(3月18日)

開議、散会の日時	89
出席議員	89
欠席議員	89
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	89
事務局出席者	89
議事日程	90
開議の宣告	91
議案第7号～議案第9号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	91
散会の宣告	93

第5号(3月24日)

開議、閉会の日時	95
出席議員	95
欠席議員	95
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	95
事務局出席者	95
議事日程	96
開議の宣告	97
議案第2号～議案第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	97
議案第11号～議案第16号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	101
議員派遣の件	105
閉会の宣告	106
署名議員	106

令和4年第2回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和4年3月11日
会期14日間
閉会 令和4年3月24日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月11日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・令和4年度村長所信表明・議案提案説明・報告1件(終了後全員協議会)
3月12日	土	休 会		(中学校卒業式)
3月13日	日	休 会		
3月14日	月	休 会		議案検討
3月15日	火	休 会		議案検討
3月16日	水	本会議	午前10時	一般質問 選挙第1号大宜味村選挙管理委員及び補充員の選挙決議案第1号提案説明、質疑、委員会付託省略(即決)
3月17日	木	本会議	午後1時30分	同意第1号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第2号～第6号質疑、総務常任委員会付託 議案第7号～第9号及び第11号～16号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第10号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第17号提案説明、質疑、委員会付託省略(即決) (小学校卒業式)
3月18日	金	委員会	午前10時	議案第7号～第9号予算審査特別委員会(補正予算) (説明～採決)
		本会議	午後2時	議案第7号～第9号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決(補正予算)
3月19日	土	休 会		
3月20日	日	休 会		
3月21日	月	休 会		春分の日
3月22日	火	委員会	午前10時	議案第11号～第16号予算審査特別委員会(新年度予算) (説明～検討)
		委員会	午後1時30分	議案第2号～第6号総務常任委員会(説明～採決)
3月23日	水	委員会	午前10時	議案第11号～第16号予算審査特別委員会(新年度予算) (質疑～採決) 終了後現場調査

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月24日	木	本会議	午前10時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議員派遣の件（閉会）

会期日数 14日間 本会議日数 5日間 委員会日数 3日間 休会日数 7日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
24	令和3年12月27日	母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望	付 偉彤（フ イトウ）	議員配布
1	令和4年1月25日	選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書の提出を要望する陳情書	選択的夫婦別姓・陳情 アクション 砂川 智江	議員配布
2	令和4年2月28日	公共施設のZEB導入、住宅のZEH導入と電力自由化促進について（陳情）	沖縄県中小企業家同友 会環境委員会委員長 玉江 章宏	議員配布
3	令和4年3月3日	沖縄を再び“いくさば（戦場）”にさせないための陳情	沖縄から基地をなくし 世界の平和を求める市 民連絡会 代表世話人： 高里 鈴代、宮城 恵 美子、真喜志 好一、 松田 寛	議員配布
4	令和4年3月7日	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を提出いただいたき件	海事振興連盟 会長 衛藤 征士郎 他17名	議員配布

令和4年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和4年3月11日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和4年3月11日 午前10時00分)

散 会 (令和4年3月11日 午前11時56分)

2. 出席議員 (9名)

1番議員 大 城 佐 一

3番議員 仲井間 宗 利

4番議員 友 寄 景 善

5番議員 大 山 美佐子

6番議員 大 城 邦 彦

7番議員 宮 城 貢

8番議員 吉 浜 覚

9番議員 安 里 重 和

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2番議員 宮 城 良 治

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		令和4年度村長所信表明	
6	同 第1 意 号	教育委員会委員の任命について	提案説明
7	議 第2 案 号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議 第3 案 号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議 第4 案 号	大宜味村文化財保護条例の一部を改正する条例	提案説明
10	議 第5 案 号	大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例	提案説明
11	議 第6 案 号	大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について	提案説明
12	議 第7 案 号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	提案説明
13	議 第8 案 号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	提案説明
14	議 第9 案 号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	提案説明
15	議 第10 案 号	令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	提案説明
16	議 第11 案 号	令和4年度大宜味村一般会計予算	提案説明
17	議 第12 案 号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提案説明
18	議 第13 案 号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	提案説明
19	議 第14 案 号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案 第15号	令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	提案説明
21	議案 第16号	令和4年度大宜味村工業用水道事業会計予算	提案説明
22	報告 第2号	令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	報告

-
- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。

会議を始める前に、本日3月11日は11年前に東日本大震災が発生した日であります。被災され犠牲になられた方々の御冥福を祈り、哀悼の意を込めて黙禱をしたいと思います。御起立願います。黙禱。

（黙 禱）

- 議長（平良嗣男） 黙禱直れ。御着席ください。
-

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） ただいまから令和4年第2回大宜味村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 大城佐一議員及び3番 仲井間宗利議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月24日までの14日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月24日までの14日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元にお配りしました陳情文書表のとおりです。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長 (宮城功光) おはようございます。

令和4年第2回定例会を招集したところ、議員の出席の下、開会できますこと、心から感謝申し上げます。

本日、東日本大震災より11年を迎えます。被災された皆さんにお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々に心から追悼の意を表します。また、福島県、宮城県をはじめ、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、行政報告を行います。12月17日に吉本興業と本村のPR等の包括提携調印をいたしました。同日旧塩屋小学校でヤンバルアート展の内覧会がありました。21日には村境で年末年始交通安全シークワサー作戦を多くの村民の参加で村の特産のシークワサーで交通安全の呼び掛けを行いました。

令和4年明けまして、1月4日に村成人式をコロナ禍の中で規模を縮小して開催しました。本村の今年度の成人者は31人で22人が出席していただき、社会人として自立し、感謝の気持ちを忘れず頑張りたいと激励をいたしました。24日に国頭村、東村長と共に、海上保安庁と県農林水産部に水産資源沿岸密漁対策に対する要請を直接行いました。

2月2日には北部医療センター整備協議会があり、開院時期が2年遅れる等について協議があり、承認されました。内容につきましては、調査の時間を要するとのことでした。28日には千葉県の成田市にある株式会社和郷の農産物加工施設の視察を村農業者と共に行ってきました。大宜味村内に、加工所の可能性を検討するために16日頃訪問するとのことでした。

翌3月1日には、ルートインホテル東京本社を訪問して、永山泰樹社長、小名木義孝専務、リモートで永山会長との協議を行い、今後の対応について確認をいたしました。内容については、建設を村の海浜公園整備と並行して行いたいとのことでした。具体的な計画については7月までに調整していきたいとのことでした。また、来る7月に本村で記者会見を行うことになりました。工事期間は1年半とのことでした。午後は横浜市の専門学校岩谷学園を訪問して、佐藤本部長・校長の案内で施設の案内を受けました。4月18日に本村を訪問したいとのことでした。本村としても、専門学校の誘致を検討していきたいと思っています。

なお、12月8日にイオン環境財団から1,000万円、3月2日に沖縄セルラーから1,000万円の寄附が環境保全活動費として贈呈がありました。また、児童生徒の活躍として、沖縄県新報児童オリンピックで8名のメンバーが入賞をしています。特に6年生の金城ゆうのさんが女子のシャベリックボール投げで三連覇を達成しています。第59回沖縄教育版画コンクールにおいて、小学校5年生共同作品の版画が特選を受賞しています。第46回沖縄県アンサンブルコンテストにおいて、打楽器三重奏で吹奏楽部の新垣希美さん、小生葉依音さん、照屋綾音さんが、金賞を受賞し頑張っています。その他のことにつきましては、スケジュール表を御参照ください。また、発注しました公共工事の入札結果表を配布しているので御参照ください。以上で行政報告を終わります。

○ 議長 (平良嗣男) これで行政報告を終わります。

◎令和4年度村長所信表明

○ 議長 (平良嗣男) 日程第5 令和4年度村長所信表明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) では、はじめに

令和4年3月定例会の開会にあたり、村政運営に関する私の所信の一端、令和4年度予算の概要及び主要施策についてご説明申し上げ、村議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和3年度も世界的規模において猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響は、経済活動はもとより、豊年祭などの地域行事や村夏まつり、産業まつりの中止などこれまでの普段の生活スタイルが当たり前ではなかったことであるかのごとく、村民の皆様とのふれあいの場を設けることも厳しい時代となっています。そのような中でも、村内での感染症発生数は県内でも少なく、また、深刻な状況に至らなかったことは何よりであり、村民の皆様への感染症対策への協力とご尽力に感謝いたします。

平成26年9月に村民の負託を受け、誠心誠意、村政運営に取り組んでまいりました。様々な課題がありつつも、地方創生による村づくりを推進し、令和2年実施の国勢調査におきまして、平成27年度の3060人から僅かながらも3092人と人口増に転じたこと、また、長寿と癒しの森整備計画地や公共施設等の跡地を活用して、積極的に企業誘致に取り組み民間活力を見出し、大宜味村の知名度向上のため県外へのPR活動や諸施策課題についての要請行動により国、県と連携強化を図ることで、一步ずつですが着実に目指すべき将来像、「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の実現に繋がっているものと考えております。

さて、令和4年は沖縄が本土復帰50周年の節目を迎え、併せて、世界のウチナーンチュ大会も開催されます。本村におきましても現代沖縄の歴史の中で重要なものであり、戦世があったことを風化させてはいけないという思いと、世界で活躍する村出身者の皆様との絆を、このコロナ禍においても深めていけるよう取り組んでまいります。

令和4年度の重点的な事業として、福祉拠点施設整備事業の基本計画策定を進めてまいります。また、平成24年度に策定された結の浜公園・スポーツ拠点整備計画の見直しを図り、健康と福祉、スポーツによる交流活動が連動した拠点と仕組みづくり及び拠点整備の導入にあたり、国・県への連携強化に取り組んでまいります。

「人材を以って資源と為す」の村是を具現化する取り組みとして、世界自然遺産地域として、観光活用と環境保全に関連するエコツーリズムガイド人材育成の仕組み構築と地域の特性を活かし雇用の場を創出できる民間活力と連携した教育の振興を図ってまいります。

令和5年5月供用開始を目指し、新庁舎建築工事に着手しております。住民に親しまれ、永きにわたり村のシンボルとなる庁舎として、安全・安心を基本に整備の指導監理に努めてまいります。村民の皆様には大変不便をおかけすることになりますが、より一層の住民サービスに職員一同邁進してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

昨今、世界的にも地震や大雨などによる災害が多く発生していること、また、新型コロナウイルス感染症の変異株や新たな感染症に対することなど、対応意識を常に持ち、村民が安心できる村づくりに努めてまいります。

大宜味村のさらなる飛躍と村民福祉の向上に向け、村政運営に全力で取り組んでまいりますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 予算の概要について

令和4年度予算編成にあたりましては、「大宜味村第5次総合計画」の将来像を目指し、人口減少や

高齢化の進展、公共施設等の老朽化への対策などの継続的な課題や新型コロナウイルス感染症による影響、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、大自然災害等に対するため策定された「国土強靱化地域計画」、令和3年度に策定された「過疎地域持続的発展計画」に基づく施策を念頭に予算編成を行ったところであります。その結果、令和4年度の予算規模は、一般会計予算が総額約50億9千1百万円となり、前年度予算額と比較しますと約8億2千5百万円、19.3%の増となっております。また、特別会計予算総額は約6億9千6百万円、前年度予算額と比較しますと、約3千6百万円、5.5%の増となっております。その内訳につきましては、国民健康保険特別会計予算総額は約4億7千2百万円で対前年度比2.5%増、簡易水道事業特別会計予算総額は約1億5千万円で対前年度比25.8%増、公共下水道事業特別会計予算総額は約3千6百万円で対前年度比13%減、後期高齢者医療特別会計予算総額は約3千7百万円で2.1%減となっております。

2 行財政の健全化について

(1) 職員の資質の向上

全国市町村アカデミーや自治研修所等への派遣、さらに職場での自主研修は新たな知識を習得する重要な研修であることから積極的、計画的に取り組んでまいります。

(2) 健康管理

業務が多様化・高度化する中、精神面での疾病予防として、定期的にストレスチェックを実施するとともに、カウンセリングなど支援体制構築に取り組んでまいります。

(3) 行政改革の推進

令和2年に策定された「第6次大宜味村行政改革大綱」の基本方針に沿って、複雑多様化する村民ニーズに的確な対応に努めるとともに、「村民から親しまれる村役場の実現」に向け行政改革を推進してまいります。

(4) 財政運営

村の歳入面では、村税である国有所在市町村交付金が、減価償却により減収する一方で、個人住民税や固定資産税で増加する見込みとなっており、更には地方交付税においても、普通交付税の算定で、令和2年に実施された国勢調査人口の増により、増加する見込みとなっておりますが、依然として依存財源である地方交付税や国・県支出金に頼らざるを得ない厳しい状況であります。自主財源の確保として、村税の適正かつ公平な課税に努めるとともに、徴収率の向上に取り組んでまいります。

また、村づくり応援寄附につきましては、村の魅力など情報発信を行い、大宜味村の応援団の輪の拡大に向け、引き続き推進してまいります。

歳出面では、新庁舎整備事業により普通建設事業費が大きく増加するほか、会計年度任用職員期末手当の支給割合の増、過疎債等の公債費の増など、義務的経費の増加が見込まれることから、より一層経常経費の抑制を図り、基金の計画的な運用を行い将来世代に過度な負担を残さないよう、中長期的な視点にも十分留意した財政運営に取り組んでまいります。

(5) 公共施設等総合管理計画

公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、平成29年3月に策定いたしました「大宜味村公共施設等総合管理計画」の見直しを行い持続的なむらづくりに取り組んでまいります。

3 豊かな自然が生み出す活力ある村づくり ～産業の振興～

(1) 農業の振興

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの課題を抱えており、新規就農者が安心して農業経営ができるように、意欲ある担い手の育成・確保のため新規就農を促進してまいります。

担い手の育成につきましては、新規就農者に対し農業次世代人材投資資金交付事業を活用し、就農の定着化や新規就農支援事業を活用し、施設・機械整備等の支援を推進してまいります。

また、「人・農地プラン」の取り組みの中で、担い手を明確にして、地域ごとの農地の利用について検討し、農業委員会と連携して農地中間管理機構事業等を活用し、担い手への農地の集積・集約化を図ってまいります。

シークワサーにつきましては、高単価が見込める青切り・フルーツ用果実の生産を増やす、意欲ある農家の支援を行うため、栽培技術の普及と販売促進を推進するとともに、全県的な課題となっている立ち枯れ症状の原因追及や対策を、県や関係機関と連携し取り組んでまいります。

カラキにつきましては、商品化に必要な生産量確保のために農家への優良種苗の配布や商品の販路拡大の支援を行い、産業化に向けた取り組みを進めてまいります。

営農活動で流出する赤土対策につきましては、赤土等流出防止営農対策促進事業等を活用し、農地から大切な土壌を流出させない農業技術の普及を推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシ柵設置やカラスの一斉駆除、捕獲活動を引き続き行い、農作物への被害防止に努めてまいります。

農道等の基盤施設につきましては、今年度、農業基盤整備促進事業押川地区や水質保全対策事業（耕土流出防止型）大保地区の設計業務等が予定されており、その他大工又地区畑地かんがい施設整備事業等の事業採択に向けた計画づくりに取り組んでまいります。

また、地域住民や土地所有者の意見を集約し、関係機関と調整しながら「農業振興地域整備計画」の見直しに取り組んでまいります。

(2) 林業の振興

県の計画であります「やんばる型森林業推進事業計画」や「大宜味村森林整備計画」に基づき、世界自然遺産地域として自然に配慮した森林業を推進してまいります。

また、沖縄県林業・木材産業構造改革プログラムに基づいた、沖縄林業構造確立施設の整備を推進してまいります。

(3) 畜産の振興

豚熱や口蹄疫、鳥インフルエンザ等への防疫体制の強化のために、畜産農家への飼養衛生管理の支援を行い、危機管理体制を確立し、経営安定向上に取り組んでまいります。また、県と連携し、悪臭や家畜排泄物の適正処理の指導や新技術の提案等で、周辺環境の改善に努めてまいります。

(4) 水産業の振興

漁港及び漁港海岸施設につきましては、機能保全事業計画に基づき、浮桟橋補修等の実施及び漁港機能増進事業により、老朽化した付属施設等を整備し、漁港機能の適正な維持管理に努めてまいります。

養殖漁業につきましては、ウニやカキなど新たな養殖技術の普及を推進するとともに、村の新たな特産として活用できるようスジアラ、クロマグロ、琉球すぎ等の養殖事業を推進してまいります。

(5) 商工業・観光の振興

収束の見えないコロナ禍においても、新たな手法を模索し、地域内の商業が維持され発展していくよ

うに、商工会組織、本村の基幹産業の第一次産業と製造加工業の連携も強化し、加工特産品開発を促進しつつ、観光振興との連動を図りながら、経営の安定化と新たな市場開拓に努めてまいります。

村農村活性化センターについて、より効果的な運用による地域活性化の拠点となるよう、その周辺環境の特性を活かした活用方法の検討と管理運営手法の見直しに努めてまいります。

また、村内には工房を構える工芸家が多く村の特産品とのコラボレーションを図るなど市場拡大に取り組んでまいります。

国の重要無形文化財である喜如嘉の芭蕉布について、その価値を再認識し、村内外に広くPR活動を展開するとともに、地場産業として成り立つ仕組みづくりと伝統工芸を継承できる人材の育成を関係機関と連携し取り組んでまいります。

観光振興施策の取組を充実させるべく、令和3年3月に策定された「大宜味村第二次観光振興基本計画」を基に指導を行うとともに、諸施策の連携強化に努め、本村の観光振興の成果と村民がその効果を実感できるようにするため、農林畜水産業や観光産業等の連携を図り、経済循環の仕組みづくりに取り組んでまいります。

コロナ禍において活動が厳しいPRイベントについて、本村の観光大使や包括連携協定を締結している関連企業等との連携を強化し、SNS等も活用するなど新たなPR活動に取り組んでまいります。

世界自然遺産登録地域として世界的に発信されている状況から、今後は多くの来訪者が予想されており、エコツーリズム推進地域として持続可能な観光地となるようエコツーリズムガイド人材育成の制度構築に取り組んでまいります。

また、今後の観光振興の拠点形成として検討を重ねてきました結の浜海浜整備計画につきましては、本格実施に向けた補助事業採択に取り組んでまいります。

塩屋湾周辺の産業振興と国の推進する自転車活用計画を連動させ、やんばる地域の特性を活かした整備計画の策定に取り組んでまいります。

4 健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり ～保健・福祉の充実～

(1) 健康福祉の村づくりの推進

村民の健康づくりにつきましては、生涯にわたる健康づくりを推進するため、ライフステージに合わせた情報発信、各種健康教室を実施してまいります。

住民健診につきましては、特に働き盛り世代の健康状態の改善に重点を置き、長期未受診者対策や休日健診実施等により、特定健診の受診率向上に努めるほか、がん検診受診率向上も併せて取り組んでまいります。

また、特定保健指導及び糖尿病性腎症重症化予防事業を寒施し、糖尿病等や糖尿病性腎症への重症化予防に向け、医療機関と連携構築に努めてまいります。

(2) 子育て環境の充実

子育て環境の充実につきましては、妊娠・出産、子育てに関することや乳幼児の発育・発達に関することなど、安心して子育てできるよう、子育て世代包括支援センターによる相談体制の強化に取り組んでまいります。

また、「不妊治療費等助成事業」や18歳までを対象とした「こども医療費助成事業」を継続し、子育て世帯の経済的・精神的負担の軽減を図るとともに、産婦健診事業及び産後ケア事業を新たに実施し、更なる支援体制の構築に努めてまいります。

さらに、子育て支援センター、放課後児童クラブなど、子どものための多様な居場所づくりを推進してまいります。

(3) 障害者（児）福祉の充実

障害者福祉につきましては、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、個々の障がいや生活状況に応じて、障害福祉サービスの適切な情報提供及び相談支援事業など切れ目なく実施し、障がいの有無によって分け隔てることなく、地域で安心して自立した生活環境を構築できるよう支援してまいります。

また、気になる子どもやその親への支援として、巡回専門員整備事業を継続し、こども園等の子どもや親が集まる施設へ、巡回支援を実施し、障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等、支援を行ってまいります。

(4) 高齢者福祉の充実

高齢者福祉につきましては、「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、その基本理念である「健やかさと安らぎのあふれる長寿の里」の推進に向け、各施策・事業を展開してまいります。

認知症施策につきましては、高齢者の見守りとして、緊急時の通報システムの充実を図り、在宅での安全・安心な環境整備に努めるとともに、認知症への正しい理解を深めるための普及・啓発活動に取り組んでまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、引き続き、住民が主体となって「地域で支え合う体制づくり」が展開できるよう、包括支援センター、社会福祉協議会と連携して支援してまいります。

また、地域福祉活動の拠点となる施設整備に向けては、令和4年中の基本計画策定に取り組んでまいります。

(5) 保健医療施策の充実

保健医療施策の充実につきましては、村立診療所との連携を図り、医療機器の更新を行い、村民が安心できる医療体制の充実を図ってまいります。

また、子どもの定期予防接種、高齢者のインフルエンザ予防接種等の接種率向上に努め、感染症まん延や重症化予防に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今なお喫緊の課題であります。村民の生命及び健康を守るため、ワクチンの追加接種体制を確保し、希望する全ての方が接種できるよう、関係機関と連携し、引き続き迅速に予防接種を進めてまいります。また、村内の自宅療養者に対し、県から支援が始まるまでの間、パルスオキシメーターの貸出や食料支援等を行ってまいります。

(6) 国民健康保険の充実

国民健康保険事業の運営につきましては、令和4年度以降も引き続き、保健事業や医療費適正化による歳出の抑制、収納率向上や適正な保険税率の設定等による歳入の確保に取り組み、国保財政の健全化に向けて更なる赤字削減に取り組んでまいります。

5 歴史に学び人を育む文化の村づくり ～教育・文化の振興～

(1) 幼児教育の推進

就学前教育の充実を図るため、子どもと地域住民との交流、小学校との円滑な接続や特色ある教育・保育を実践し、地域子育て支援施設として中心的な役割を果たしてまいります。

(2) 学校教育の充実

新型コロナウイルス感染症が危惧される中、子どもたちの感染防止のため万全を期すとともに、子どもたちが安心して学べる環境づくりを進め、社会の様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していける「生きる力」の基盤となる「確かな学力」を身につけさせ、豊かな心と健やかな体を兼ね備えた「知・徳・体」バランスのとれた子どもを育む教育を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、学力向上に取り組んでまいります。GIGAスクール構想により、一人一台端末の整備が整い、学校ICT支援員を活用したICT教育の充実に、より一層取り組んでまいります。

また、小学校におきましては、引き続きALTの配置により、必修となっている外国語教育の強化に努めてまいります。

中学校におきましては、総合的な学習の時間を利用して、昨年度から実施している地域巡りを行い、地域資源を生かした総合的な学習の充実を図り、社会性を培う教育を引き続き推進してまいります。

経済的理由により就学困難と認められる場合には、必要な就学支援を行うことにより義務教育の円滑な実施に資するための就学奨励の方策を推進してまいります。

学校給食におきましては、栄養バランスに配慮した安全で安心な学校給食の提供に努め、今年度もすべての児童生徒に対して給食費の一部助成を行います。また、地産地消により地域との連携を深めるとともに、「生きる源は食することにある」を認識させていく食育に取り組んでまいります。

(3) 生涯学習の推進

村民のあらゆる世代の学ぶ意欲に応えられるよう、学校・家庭・地域社会などの各分野の学習体制や機会を総合的に整備し充実を図ります。更に研修などを行い、将来自ら組織運営できるような人材育成に取り組んでまいります。

(4) スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、これまで取り組んできた活動内容を充実させ、村民の体力づくりや健康増進に向けた意識の高揚を図ると共に、村スポーツ推進委員や村体育協会及び名桜大学との連携により、各種団体の育成・支援に努めてまいります。

また、村民のスポーツ活動の促進と県内外とのスポーツ交流拠点施設として、平成24年度に策定された結の浜公園・スポーツ拠点整備計画を具体化していく基本計画の見直しについて取り組んでまいります。

(5) 地域文化の推進

本村には、国・県・村指定の貴重な文化財が数多くあり、これらを正しく保存継承し、有効な保存活用を推進してまいります。

平成29年度より調査に取り組んでおります根謝銘グスクにつきましては、中・長期計画を立て調査を進め、史跡指定への取り組みを推進してまいります。また、昨年度実施した新庁舎建設に伴う発掘作業の調査報告書を作成してまいります。

以前より収集された民俗資料や今後も発掘調査を継続していくことにより貴重な資料等も増えることが予想されることから、施設整備に向けた段階的な整備推進を図ってまいります。

地域文化は、郷土の愛着や誇りを培いコミュニティを形成する力があり、地域社会にとって重要であります。大切な地域文化を継承するため、地域と行政の連携・協力の仕組みを構築し、文化活動を推

進・支援する体制として、文化協会において具体的な取り組みを実施してまいります。

(6) 村史編纂の推進

新大宜味村史編纂基本計画に基づき、これまで「戦争証言集」「シマジマビジュアル版」「シマジマ本編」、「移民・出稼ぎ編」「民俗編」「言語編」「人と自然編」を発刊してまいりました。今年度は「写真集」の発刊を行うとともに「通史編」「資料編」「普及版」の発刊に向けた専門部会の設立及び開催を行ってまいります。

また、「映像」「モノ」等の資料収集も引き続き行ってまいります。

さらに、これまで「字誌」が発刊されていない行政区におきましては、字誌の発刊に向けた取り組みに、引き続き支援を行ってまいります。

6 安全、安心な住みよい村づくり ～生活環境の整備～

(1) インフラの整備

令和3年度事業で最終年次となった大川川の事業を新たに継続事業とし「大川川等多自然川づくり推進計画」の基に、昨年度までの自然景観や生態系に配慮した安全で良好な河川環境の整備、やんばるらしい癒やされる河川の再生と、治水安全度の向上を目的に引続き大川川河川整備を行ってまいります。

道路橋につきましては、長寿命化計画を確認し、以前の修繕計画と照らし合わせて修繕や橋梁架替等を図り、今年度は、村道立名原線石保橋架け替えを行ってまいります。

道路整備につきましては、総点検結果を踏まえ、老朽化が著しい箇所や危険箇所の整備に向け、補助事業の実施を早めていくよう取り組み、安全な道づくり、人に優しい道づくり、自然に優しい道づくり、地域の活性化を支援する道づくり等を達成するため、ゆとりある道路整備を推進してまいります。

また、村道津波江洲線崩落現場について、早期の工事着工に努めてまいります。

継続事業の村道根路銘上原線の早期完了を目指し、予算確保に努め計画に沿った道路改良事業を進められるよう最大の努力を行ってまいります。

簡易水道事業につきましては、施設管理の効率的な運営・有収率の向上、地域住民に安全で良質な水の安定供給を図るため、日常点検の強化を図り業務に取り組んでまいります。また、次期補助事業計画を視野に計画策定に向けて準備を進めつつ、水道事業の広域化についての議論を沖縄県と調整しながら行い、より条件の有利な方向を検討してまいります。

下水道事業につきましては、経営戦略やストックマネジメントを参考に処理能力の向上を図るとともに、今後、結の浜地域に予定されている施設等の汚泥処理がスムーズに行えるよう、事業計画を検討し適切な対応に努めてまいります。

一方、その他の地域では、浄化槽による下水処理となることから、し尿を処理する単独浄化槽も残っており、これまで進めてきた合併浄化槽への移行を促進してまいります。

(2) 生活環境

公営住宅事業につきましては、「大宜味村公営住宅等長寿命化計画」を基に、今後の対策を検討してまいります。

また、安全・安心な生活環境の向上と貴重な野生生物の保護を図るため、野良犬、野良猫、ハブ対策として環境保全の作業員による保護・捕獲を継続実施し、世界自然遺産地域として生物多様性の保全に取り組んでまいります。

(3) 消防・防災の推進

災害時における避難所での新型コロナウイルス感染症対策として、昨年整備した「避難所感染症対策備蓄品」等を活用した避難所運用マニュアルを作成し、避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ってまいります。

災害時初動リスクを低減し、消防防災対応力を強化するうえで極めて有効な対応策と考えられる沖縄県消防防災ヘリ導入に向けて取り組んでまいります。

(4) 結の浜の整備推進

結の浜の土地利用につきましては、公共事業や民間事業者による参入が進行しております。また、ホテル出店計画地や交流広場（総合運動公園）用地など未利用地の計画について計画の見直しを行うなど具体的に取り組み、雇用創出、地域経済への波及効果を期待し、行政と民間及び地域が連携した配置計画など効果的な土地利用推進を図ってまいります。

(5) 移住・定住・交流の促進

各集落に存在する空き家・空き地の活用促進のため、空き家・空き地等対策協議会を設置し、移住・定住・交流希望者を積極的に受け入れられる環境整備と仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、分譲宅地購入契約者に対し建築の促進を図ってまいります。

むすびに

以上、申し上げました諸施策の執行にあたりましては、職員一人ひとりが村政発展への使命感と責任感を持ち、本村の特性を活かした村づくり、また村民と協働による村づくりに全力をあげて取り組んでまいります。

村の将来像「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の実現に向けて、議員各位と村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和4年度の施政方針といたします。

なお、重点事業及び主要施策につきましては、別紙のとおり掲載しておりますので、ご参照ください。

令和4年3月11日

大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで令和4年度村長所信表明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時47分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

◎同意第1号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） 同意第1号 教育委員会委員の任命について

大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字田嘉里1238番地 1
氏 名 山上 晶子
昭和45年 4 月 17 日生

令和 4 年 3 月 11 日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 3 条の規定による教育委員会の委員のうち、山上晶子委員の任期が令和 4 年 4 月 30 日に満了するので、同委員を再任するため、同法第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

よろしく申し上げます。なお、履歴書等を添付してございますので、御参照願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第 2 号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第 7 議案第 2 号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第 2 号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 11 日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の一部改正に伴い、大宜味村職員の育児休業等に関する条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する処置として「妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び取得意向確認のため処置」及び「育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する処置」について追加するものです。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第 3 号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第 8 議案第 3 号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第 3 号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月11日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、未就学児の属する世帯に係る国民健康保険税均等割額の軽減措置を定める必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、未就学児の被保険者均等割の減額に係る規定の整備等を行うため、所要の改正を行うものであります。

説明資料に、新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

詳細につきましては、委員会にて担当課長から説明させます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第4号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第4号 大宜味村文化財保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第4号 大宜味村文化財保護条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月11日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

文化財保護法（昭和25年法律第214号）との整合性を図るため、大宜味村文化財保護条例（平成19年条例第10号）の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、文化財保護法との整合性を図るため、管理団体を加え、第7条で管理団体による管理を定め、第8条で管理団体の指定の解除を追加しております。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第5号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第5号 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第5号 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年3月11日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例

大宜味村むらづくり応援寄附条例（平成20年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）大宜味村の豊かな自然環境及び世界自然遺産の保全と活用に関する事業

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

令和3年7月、本村含む沖縄島北部が世界自然遺産地域として登録されたことに伴い、その豊かな自然環境について、保全及び活用施策の財源確保に寄与できるよう本村を応援していただける仕組みにする必要があるため、この案を提出する。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第6号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第6号 大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第6号 大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月11日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）について、変更手続きの対象となる事業の追加及び計画本文の修正を行うにあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） それでは補足説明をさせていただきます。

本案内容につきましては、令和3年12月議会において議決をいただいた大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の一部変更となっております。

説明資料26ページをお開きください。

変更箇所については、1つ目に、6 生活環境の整備の区分において、ごみ処理施設更新事業の追加が必要なため、本文中の文言及び事業計画記載内容の追加修正となります。

2つめに、説明資料27ページをお開きください。

9 教育の振興の区分において、村立学校給食センター設備導入事業の追加修正が必要なため、本文中の文言及び事業計画記載内容の追加となります。

詳細につきましては、委員会にて説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第7号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第7号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第7号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）

令和3年度大宜味村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,864万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億806万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和4年3月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第7号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は、2,864万4,000円の増額補正となっております。

歳入について、主な款で概要を説明いたします。予算書、1ページをお開きください。

1款村税825万6,000円の増額ですが、村民税、固定資産税及び軽自動車税の増によるものです。

3款から8款の各交付金の増減ですが、県の見込み額通知によるものとなっております。

10款地方交付税7,156万8,000円の増額ですが、普通交付税の増によるものです。

予算書、2ページをお開きください。

14款国庫支出金3,398万2,000円の減額ですが、主に障害者自立支援給付費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業補助金によるものです。

15款県支出金4,490万1,000円の減額ですが、主に沖縄振興特別推進交付金、社会資本整備総合交付金

によるものです。

16款財産収入397万円の減額ですが、主に宅地分譲売払収入によるものです。

17款寄附金 1億500万円の増額ですが、むらづくり応援寄附金によるものです。

18款繰入金619万8,000円の減額ですが、主に財政調整基金によるものです。

20款諸収入1,230万8,000円の減額ですが、主に介護保険地域支援事業委託金によるものです。

予算書、3ページをお開きください。

21款村債6,410万円の減額ですが、主に新庁舎整備事業によるものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出の概要を説明いたします。予算書、4ページをお開きください。

2款から10款まで実績あるいは実績見込みにより減額となっています。

予算書、5ページをお開きください。

12款公債費531万2,000円の増額ですが、元金の増によるものです。

13款諸支出金 1億6,129万3,000円の増額ですが、主に結い基金費によるものです。

予算書、6ページをお開きください。

予備費として、9,715万9,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

7ページには第2表債務負担行為補正、8ページに第3表繰越明許費補正、9ページに第4表地方債の補正を記載しています。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第8号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第8号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,223万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億166万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入において、県支出金4,242万6,000円の減額、歳出において、保険給付費59万3,000円の減額、保健事業費353万9,000円の減、予備費で3,197万3,000円の減となっております。

詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させます。よろしく御審議のほどお願いします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第9号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第9号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第9号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和3年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,436万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる費用は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年3月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で簡易水道事業債220万円の減額、歳出で主に簡易水道一般管理費、工事請負費に220万円の減額による補正となっております。

以上が歳入歳出の主な内容です。

3ページには繰越明許費、4ページには地方債補正を記載しています。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第10号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第10号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第10号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる費用は、「第2表繰越明許費」による。

令和4年3月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳出で公共下水道一般管理費の需用費50万円の減額補正となっております。

なお、3ページに繰越明許費を記載しておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第16 議案第11号 令和4年度大宜味村一般会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第11号 令和4年度大宜味村一般会計予算

令和4年度大宜味村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億9,095万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第11号 令和4年度大宜味村一般会計予算の概要を説明いたします。

予算総額は54億9,095万9,000円で、前年度予算額42億6,625万3,000円に対し、8億2,470万6,000円の増額で対前年度比19.3%の増となっております。

歳入について主な款で説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

1款村税ですが、8億1,501万8,000円で、対前年度370万4,000円の増額となっております。主に個人住民税及び固定資産税によるものとなっております。

予算書、2ページをお開きください。

10款地方交付税ですが、12億4,500万円で、対前年度2億6,000万円の増額となっております。

14款国庫支出金ですが、2億182万9,000円で、対前年度4,405万7,000円の減額となっております。主に衛生費国庫負担金及び衛生費国庫補助金の減によるものとなっております。

15款県支出金ですが、7億921万8,000円で、対前年度1億225万2,000円の増額となっております。主に農林水産業費県補助金の増によるものとなっております。

予算書、3ページをお開きください。

17款寄附金ですが、大宜味村むらづくり応援寄附金として1億2,090万円計上しております。

18款繰入金ですが、5億1,340万1,000円で、対前年度1,758万7,000円の増額となっております。主に結い基金繰入金の増によるものとなっております。

19款繰越金ですが、1億5,000万円計上しております。

20款諸収入ですが、7,761万3,000円で、対前年度258万4,000円の減額となっております。

21款村債ですが、10億7,210万円で、対前年度4億2,260万円の増額となっております。主に新庁舎整備事業によるものとなっております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について主な款で説明いたします。予算書、5ページお開きください。

2款総務費ですが、17億375万3,000円で、対前年度6億3,172万9,000円の増額となっております。主に新庁舎整備事業の増によるものとなっております。

3款民生費ですが、5億7,093万3,000円で、対前年度2,239万3,000円の減額となっております。主に障害福祉サービス費の減によるものとなっております。

4款衛生費ですが、3億2,908万5,000円で、対前年度543万8,000円の増額となっております。主に塵芥処理費の増によるものとなっております。

6款農林水産業費ですが、3億7,268万8,000円で、対前年度5,993万2,000円の増額となっております。主に農業振興費の増によるものとなっております。

予算書、6ページお開きください。

7款商工費ですが、2億3,072万1,000円で、対前年度4,805万7,000円の増額となっております。主にふるさと納税事業費、大宜味村エコツーリズム推進事業の増によるものとなっております。

8款土木費ですが、4億7,341万9,000円で、対前年度4,930万7,000円の増額となっております。主に緊急自然災害防止対策事業の増によるものとなっております。

9款消防費ですが、1億4,008万6,000円で、対前年度973万4,000円の増額となっております。

10款教育費ですが、4億4,510万9,000円で、対前年度1,005万円の増額となっております。主に国保

重要文化財保存修理強化対策事業の増によるものとなっております。

予算書、7ページをお開きください。

12款公債費ですが、5億1,310万1,000円で、対前年度1,648万円の増額となっております。

14款予備費は、2,080万6,000円の計上となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、8ページに事項、期間、限度額を掲げた第2表債務負担行為を記載しております。

9ページに起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法等を掲げた第3表地方債を記載しておりますので御参照ください。

また10ページから189ページに事項別明細書、190ページから196ページに給与明細書、197ページに債務負担行為の支出予定額に関する調書を、198ページには地方債の現在高調書を載せておりますので御参照ください。

詳細につきましては、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第12号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第12号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
令和4年度大宜味村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,206万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第12号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の概要を説明します。

予算総額はそれぞれ4億7,206万7,000円で、対前年度1,159万9,000円の増額、前年度比2.5%の増となっています。

歳入について、主な款で説明します。予算書1ページをお開きください。

1款国民健康保険税ですが、6,233万8,000円で、対前年度157万5,000円の増となっております。主に一般保険者国民健康保険税の増によるものとなっております。

5款県支出金ですが、3億6,062万6,000円で、対前年度1,319万2,000円の増となっております。主に保険給付費等交付金の増によるものとなっております。

8款繰入金ですが、4,883万3,000円で、対前年度317万円の減となっております。主にその他一般会計繰入金の減によるものとなっております。

次に歳出について、主な款で説明いたします。予算書3ページをお開きください。

2款保険給付費ですが、3億2,298万8,000円で、対前年度579万3,000円の増となっております。主に一般保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増によるものとなっております。

3款国民健康保険事業費納付金ですが、1億2,042万5,000円で、対前年度349万3,000円の増となっております。主に介護納付金分の増によるものです。

10款予備費は、578万5,000円の計上となっております。

なお、詳細については委員会で担当課長から説明させたいと思います。よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第13号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 議案第13号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第13号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

令和4年度大宜味村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,026万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,100万円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の概要を説明いたします。

予算総額は1億5,026万1,000円で、対前年度3,084万9,000円の増額となっております。25.8%の増となっております。

歳入について主な款で説明します。予算書1ページをお開きください。

1款分担金及び負担金396万円の増となっており、水道・下水道事業の公営企業移行に向けた下水道会計からの負担金の増によるものとなっております。

4款繰入金の4,395万円で、対前年度335万2,000円の増額、7款村債2,610万円となっており、対前年度2,190万円の増額となっております。

以上で歳入の説明を終わります。

次に歳出について主な款で説明いたします。予算書2ページをお開きください。

1款簡易水道総務費1億751万1,000円で、対前年度3,190万4,000円の増額となっております。主に一般管理費委託料単独事業委託料の対前年度1,833万9,000円の増額、単独事業工事請負費対前年度1,347万5,000円の増額となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、22ページに債務負担行為補正に関する調書、23ページに地方債の現在高調書を添付しておりますので御参照ください。

詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第14号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第19 議案第14号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第14号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算

令和4年度大宜味村の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,625万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、390万円と定める。

令和4年3月11日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第14号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の概要について御説明いたします。

予算総額3,625万7,000円で、対前年度539万4,000円の減額、13.0%の減となっております。

歳入について主な款で御説明いたします。予算書1ページをお開きください。

3款繰入金2,727万2,000円で、対前年度929万4,000円の減額となっております。

6款村債390万円で、対前年度皆増となっております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について主な款で説明いたします。予算書2ページをお開きください。

1款公共下水道事業総務費3,073万9,000円で、対前年度247万7,000円の減額で、主な要因として、需用費の修繕費の減額によるものとなっております。

3款公債費508万9,000円で、対前年度283万8,000円の減額、主な要因として、公債費元金の減額によるものです。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

13ページに地方債の現在高調書等を記載しておりますので、御参照ください。

詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第15号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第20 議案第15号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議

題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第15号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算
令和4年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,725万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年3月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

- 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

- 副村長(島袋幸俊) 議案第15号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の説明を概要
で説明します。

予算総額はそれぞれ3,725万円で、対前年度81万7,000円の減額、対前年度比2.1%の減となっております。

それでは歳入について、主な款で説明します。予算書1ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、2,168万6,000円で、対前年度113万円の減となっております。主に普通徴収保険料の減によるものです。

次に歳出について、主な款で説明します。予算書2ページをお開きください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、3,639万3,000円で、対前年度109万5,000円の減となっております。

なお、詳細については委員会で担当課長から説明させていただきたいと思っております。よろしく御審議のほどお願いします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第16号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第21 議案第16号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題と
します。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第16号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計予算
(総則)

第1条 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水事業所数 2戸

(2) 年間総給水量 1万4,600m³

(3) 一日平均給水量 40m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 497万3,000円

第1項 営業収益 58万6,000円

第2項 営業外収益 438万5,000円

第3項 特別利益 2,000円

支出

第1款 工業用水道事業費用 354万4,000円

第1項 営業費用 344万円

第2項 営業外費用 4,000円

第3項 予備費 10万円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出額は、次のとおりと定める。

収入

第2款 資本的収入 5,000円

第1項 企業債 1,000円

第2項 出資金 2,000円

第3項 諸資本収入 2,000円

支出

第2款 資本的支出 4,000円

第1項 建設改良費 2,000円

第2項 企業債償還金 1,000円

第3項 予備費 1,000円

(他会計からの補助金及び負担金)

第5条 一般会計からこの会計への負担金は、264万円である。

令和4年3月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

(福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇)

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) それでは補足説明をさせていただきます。

まず、第2条関係、業務の予定量でございます。令和3年度においては、工業用水を扱う事業所の該当がなく、各数量がゼロとなっているところでございます。現在、入居している2事業所においては、農業用水道事業として扱い、一般会計において収入事務を行っているものを、工業用水道事業会計の営業収益部分に、雑用水として扱うことが望ましいということで、沖縄県担当部局から指導を受けており

ます。それで令和4年度から2事業所分について計上しております。

収入の主なものといたしましては、その給水に係る58万6,000円と村負担金264万円によるものです。

支出の主な内容といたしましては、浄水施設ポンプ等の光熱水費等の維持管理費、会計システム保守料を含めた費用が主なもので、354万4,000円を計上しております。

詳細につきましては委員会にて説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第22 報告第2号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 報告第2号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告する。

令和4年3月11日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしく願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前11時56分）

令和4年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和4年3月16日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和4年3月16日 午前10時00分)

散 会 (令和4年3月16日 午後3時11分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光

教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊

教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史

農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮

監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮

選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第2号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		一般質問	
2	選挙 第1号	大宜味村選挙管理委員及び補充員の選挙	
3	決議案 第1号	ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
一般質問を行う前に、議員は自己の発言に留意していただき、不穏当発言がないようにしてください。
後日会議録を調査して不穏当発言があった場合には善処いたします。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 大 山 美佐子 議員

- 議長（平良嗣男） 初めに5番 大山美佐子議員の一般質問を許可します。5番 大山美佐子議員。
○ 5番（大山美佐子） 質問いたします。
5歳から11歳の新型コロナワクチン接種について。

2022年1月19日に日本小児科医師会が発表した「5歳から11歳の新型コロナウイルスワクチン接種」は現在想定されているワクチン効果はかなり高いといえるが、副反応としての、接種部位の疼痛・発熱・頭痛倦怠感などは、この年齢に接種されていない他のワクチンに比べ、むしろその発生率は高いと想定され、接種時に一定数起こる血管迷走、神経反射、接種後、稀に起こる可能性がある心筋炎・心膜炎についても十分な注意と対応が必要である。

本ワクチンの効果は感染予防より、発症時の重症化予防の意味合いが大きいので、小児期のコロナワクチン接種の意義は成人・高齢者への接種と同等ではなく、小児の感染においては極めて軽いか無症状の場合が多いという。

そこで、大宜味村において、5歳から11歳まで新型コロナワクチン接種は予定されているのか。予定されていたら、いつ、どのように、どこで接種するか伺います。

- 議長（平良嗣男） 村長。
(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） お答えいたします。

現在、調整中ではありますが、小児の接種については、北部三村合同で集団接種ができないか検討しているところであります。接種時期につきましては4月以降の予定で調整しています。現時点では、村の改善センターで調整していますが、日程次第では他村での接種となる場合もあります。

- 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。
○ 5番（大山美佐子） 4月頃の予定ですね。新聞にもこの前少し載っていました。3月9日の新聞にも、各市町村の載ってはいりましたが、接種をするには接種券を発行すると思いますが、特に注意事項とかが記載されていますか、お伺いします。
○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。
○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

接種券のほうはこれから準備するところではありますが、パンフレット等、国から示されているものもありますので、そちらを活用しながら送付していきたいと考えています。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 沖縄県においては10歳未満の感染率が高いです。接種券を発行するときは、またコロナワクチン接種を受けることができない子や接種する際に注意が必要な子にきちんと情報提供してほしいです。また接種を受けた後の注意点や副反応についてもしっかりと知らせることができますか。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

接種会場のほうにも、受けた後の注意点等の張り紙等も大きなA1サイズぐらいの用紙で張り紙もする予定ですので、その辺も十分周知していきたいと考えています。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） ワクチン接種はあくまでも任意です。医師間、保護者の間でも賛成、反対の声はすごく聞こえます。保護者同伴で医師の丁寧な説明を聞いて納得して、打つ打たないは保護者の責任で決めることです。接種券が来ても急がないでよく考え、よく話し合っただけで進めることが大事です。強制的な言葉遣いや接種を強く促すような表現のない告知を要望し、質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で5番 大山美佐子議員の一般質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時06分)

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

(午前10時09分)

◇ 宮城良治議員

○ 議長（平良嗣男） 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 国立自然史博物館誘致について。

国立自然史博物館の必要性については1958年から日本学術会議の研究者の間で議論されてきました。

2011年東日本大震災をきっかけに、2016年5月に日本学術会議から「国立自然史博物館設立の必要性」についての提言が公表され、沖縄県のような生物多様性が極めて高く多種多様な豊かな自然環境の場所に立地する国立自然史博物館はまだ一つもなく設立地として沖縄が最適であるという結論に至っております。

2016年10月には「国立沖縄自然史博物館設立準備委員会」が発足され、2017年9月には「一般社団法人国立沖縄自然史博物館設立準備委員会」が設立されています。

沖縄県の令和4年度の事業の中で、国立自然史博物館誘致推進事業の次年度予算ですが、すみません、ここちょっと訂正しますが、3倍程度増えていると書いているんですけども、5倍程度増えているようです。以前から誘致については村長から伺っていたが、村内への誘致に向け次年度から積極的に取り組めないか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします

国立自然史博物館の設置については、国が認めているものではないとの認識ではありますが、本村には、杣山周辺で広大な村有地があることを以前から周知しているなど、誘致の意向表明をさせていただいております。

沖縄県においては、各地域においてシンポジウムの開催など、事業の展開がなされてきているようであり、次年度も開催の意向があることを伺っておりますので、本村としても、県等の指導をいただきながら積極的に取り組んでまいります。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 現在、国立自然史博物館はヨーロッパやアフリカ大陸をカバーしている大英自然史博物館とフランス国立自然博物館、そして南北アメリカ大陸と太平洋をカバーしているアメリカ国立自然史博物館があります。この3つしかありません。それに対しアジアは空白地になっており、もし誘致することができればアジア全体をカバーすることになり、スタッフの数は約、研究部門で100名、研究支援部門で50名、教育普及部門で50名、事務部門で100名の計300名が常駐します。国立自然史博物館は博物館機能を持った教育研究機関として大学や大学院大学などとも連携して自然史科学の教育を行うようであります。ぜひ辺土名高校とも連携ができればと思っております。例えば授業の中で研究者と最新の調査研究などを行い、将来的に動植物の研究者を目指す人材育成が行える高校を目指してはどうかと思っております。また、観光においては、教育旅行やインバウンド修学旅行など、滞在日程が増えることで観光消費にもつながるため、魅力的な施設になると思っております。また、世界に誇れる次世代の財産になると思っております。だからこそ早めに動かなければならないと思います。現在、海洋博のほうで日本初の国立自然史博物館を沖縄にというテーマで企画展とか写真展が4月3日まで行われているんですけども、ぜひこのような取組を大宜味でも行えないかお聞きします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 国立公園が指定されたのが2016年の9月15日、その後やはり沖縄にアジアの拠点となるそういう世界自然史博物館をつくる必要があるんじゃないかなということで、準備会がさっきもあったように、16年10月に県の博物館のほうで開催されました。そのときも私は参加して皆さんの思いを聞いてきました。そして18年7月23日には、東京のほうで第3回でしたか、シンポジウムがありまして、そこに辺土名高校の環境科の子供たちが発表をしております。そしてアジアの学術者の皆さんからもすごい評価があって、ぜひともこの沖縄に自然史博物館を誘致してほしいという話があったものですから、私も村有地が、今そういう私たちの思いを持っている場所がありますから、どうぞよろしくお願ひしますという形で挨拶をしましたが、この事業については、今環境省のほうはウフギカンを整備していきたいという感じで今進めておりますけれども、自然史博物館については文科省の事業ということで、文科省としてもしっかりとこれから博物館をつくるという方向もまだ決まっていない中でどうなのかなという、ちょっと心配なところもあって今、行動はしていないんですけども、シンポジウムにはできるだけ参加して大宜味の思いを伝えているという状況であります。もしそういう機会があれば、村としてはしっかりとそういうシンポジウム等に参加して、本当は大宜味村につくりたいんですけども、三村一緒になってそういう行動をしていきたいなというふうに考えているところです。以上

です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。この設置する場所とかも南海トラフとか東日本大震災の場合に標本とかが流される被害とかがあったようなので、やはり今後来るだろうという南海トラフとか都市直下型地震、そういうのを沖縄だったら防げるんじゃないかということで沖縄という話にもなっているようですので、海拔というのがやはり問題になってくるのかなと思っております。それを考えると、石山展望台のところにあるゴルフ場跡地、そういう場所とかを有効利用できないのかなと思っております。先ほど海洋博でこの企画展があったんですけども、まだ4月……、これ10月1日から4月3日まで行われているんですけども、こういうのをもしビジターセンターのほうで一角にでも展示できればなと思っています。その場合に、日本初の国立自然史博物館を沖縄にという題なんですけれども、これを大宜味にという題に変えてもいいのかなと思っています。ぜひ前向きに取り組んでいけたらと思っていますのでよろしくお願いします。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

◇ 大 城 邦 彦 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に6番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 早速始めたいと思います。まず1番に村道上原・喜納線からダンプ道路への横断道路設置についてということで、私、こういう写真の資料と2番の浸食の資料を添付して行政側にも出しております。内容は、大保ダム工事にともない、結の浜埋立用をダンプ道路工事において、上原区から喜納への村道とダンプ道路への車両通行可能な横断道路が、当初の工事において、ほぼ出来上がっていたが、山の斜面が崩れたため設計変更し、全体的にかさ上げ工事が行われた。そのため上原・喜納線とほぼ同じ高さであった道路が相当な高さの違う状況となり、出来ていた横断道路も撤去されたものである。

当初ダンプ道路はミカン栽培農地を分断する形でダンプ道路が計画されていたため、横断道路は地主や農業者などからの強い要望であった。しかし、工事完了後出来た横断道路は人が通行できるほどの道幅しかなく、全く利活用されていない状況である。

現在多くの農業者等は、ダンプ道路側にある農地に行くとき、サーウイからまわるか喜納から行くか、大変不便を強いられており、喜納線とダンプ道路の距離、写真も添付しておりますが、非常に距離が近く、勾配もあまりないことから少ない予算で対応可能であると考えます。ぜひ利便性のある車両通行可能な横断道路の検討と実現について村としての見解を伺います。

2番、大雨時の農地浸食防止対策について。喜納地区農地において、大雨時の水量が多くなり、年々自然排水溝の浸食被害が大きくなっている。それは、特に結の浜埋立工事に伴うダンプ道路の道路排水溝設置に伴い、大雨時にダンプ道路と喜納集落などから合流した雨水が、農地の自然排水溝へ一気に流れ込み、土砂が年々幅広く削られミカン木等の倒木も起こっている状況にある。地主等によるとダンプ道路工事後に排水溝について役場と話し合い、工事を行う方向で話が進められていたが、その後何の改善も行われず現在に至っているとのことである。

現在この自然排水溝周辺で農業を行っているのは4人で、年々悪化する排水溝のことを大変心配されており、早期の対策が必要であると考えるが村としての見解を伺いたいと思います。よろしくお願

ます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

現場につきましては、課長とともに現場確認をしまりました。現在コンクリート舗装で幅員2メートルの道路がありますが、車両の通行は厳しい状況にあると思われましますので、検討しなければならぬと考えています。詳しい内容について、後ほど課長からも説明があると思ひますけれども、その場所自体が民有地ということもあつてですね、今後この地主の皆さんとの協議も必要なのかなという感じをいたしました。

それから2番目については、今回御質問の喜納地区の排水は、法定外公共物（無番地）となつており、古くから周辺の道路排水や農地からの排水用として使用していると認識しております。現状では、無番地の改修にあたり土木部関係事業の補助事業が見つからず、ほかの事業が出来ないか検討になるため早期の改善は厳しい対応になると考えております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 横断道路については、大変地主……実際の、完全に農地が2つに分断される状態であつたのが、斜面が崩れたためにかさ上げされて、道自体もかなり変更されて、農地もさらに村が買い上げて、ほとんどミカンもないような状態で、この地主が行政……詳しくは分かりませんが、この工事者、施工者にも含めて元あつたこの横断道路を復活させてくれという話で、地主からも話をしたそうです。しかし、でき上がってみると、今現在のような利活用されていない歩道になっています。村長がおっしゃいましたその地主が非常に大変不信感を持っている状況で、20年近くになりますかね、そういう気持ちを持っていて、ぜひとも前向きに検討くださいということで、今回私、かなり強く言われまして取り上げております。横断道路ができると農業をしている方や根路銘区民や喜納の集落の方も、すぐ近い距離なのでいろんな面で利便性があるんじゃないかということで、前向きにひとつ検討されていただきたいと思ひます。ぜひとも願ひします。

それで2番目にあります、喜納の農地の件ですが、実施に私何回も行って聞いたりしてきましたが、何せこの河川は根路銘の私の家の前を通っていくんですが、確かに最近大雨も多くなつて、増水もかなり増えている現状があります。この大雨になるとヒューム管は、畑から畑にわたるところにヒューム管が入っているんですよ。これを飛び越えて今、地中に埋めた橋といひますか、ヒューム管の上が流れて土まで削られたり、そしてこのヒューム管の底のほうはどんどん深くなつて、ミカン木も下のほうでは倒れたということ、被害が出ているということがありました。そして大雨になると喜納は集落が大宜味から上がつてきたところからダンプ道路に抜ける道から山のほうを見ますと、あの大きなダンプ道路のこの下は一面こういう形で、この場所にしか排水が来ないんですよ。ですから、真謝さん宅がこれ2軒つながっているんですが、そこのそばを通つて水があふれて、実はワイヤーメッシュやるためのパイプが50キロぐらいありますかね、あの束が今もあるんですが、真謝さんの家の前の道路側に置いていたのが流されて、ずっと下の集合する場所に落ち、私見に行つたらこのパイプが落ちてゐるものだから、は一こんなに重たいものが下まで流されるのかなというぐらいの水の勢いがあふれてくるそうです。その辺も写真も私撮つていますが、その辺も何らかの形で改善できるものはひとつ、やっぱり不安に思つてゐるようなので、その辺は行政の業務じゃないかなと非常にそのように思ひます。

また、実際に今根路銘の今話をしている喜納の道から下がって行って大分下なんです、山の斜面も崩れているようなんですよ。根路銘から昔上がってこられたのが、川沿いですね、もう上れなくなっていると。ということはこれはもしかしたら下流での大きな被害に、崩れるために水がダムのようにできて一気に流れ出ると。下流の根路銘川に被害が出てくる可能性もありますので、十分ですね、何らかの災害を防ぐこともありますし、区民のやはり安心安全で生活できるような、ちょっとした不満といえますか、そういう対策ができるのであれば、ぜひともですね、今後厳しい予算の中ではありますが、検討させていただきたいなどそのように思います。もう一度何か、課長ありますか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 御質問の1点目の村道の話ですが、現場も村長をはじめ担当と確認をしてきております。高低差的には約3メートルございます。以前の村道、通称ダンプ道路というところに関してはダム事務所のほうとの、アロケの工事がありまして、実際行った区間についてはダムのほうでの工事になっておりました。施工当時の写真を見ますと、かなり伐採も終わって、実際に上と下の道路が見られる状態、完了後にはすごく開けた感じにはなっておりました。その中でいろいろ変更設計があったかと思えますけれども、現状2メートルの、コンクリートで舗装されておりますが、車の行き来はかなり厳しいかなと思っているところです。それと地主の土地の状況を確認するとやはり民有地になっております。その中でどうしていくかというのを考えながら、あとこの地主ともやはりもう一度話をしないとなかなか進められないのかなと思っております。横断するに当たり何とかできるような対策がないのか、担当のほうとも話をしながら、今現状早くできる方法がないのか探っているところではあります。議員とも一緒に確認はしたかと思しますので、そこら辺もまたいい方法で何らかできないかちょっと考えていきたいと思っているところです。

あともう1点目の浸食されている無番地、やはり用悪水路みたいな水路になっておりまして、かなり集水面積が広いところです。いろいろ状況を確認しながらなんですが、以前は向こうは林道が通っておりました。エーガイ林道の入り口から上に上がっていくという道があったんですが、その後今の念蒲エーガイ線ができております。道路排水、そこの地域の水がずっと流れてきているわけですが、現場も見てきました。先ほどのヒューム管の話になるとですね、ヒューム管はやはり断面積が確保されていないんですね。ヒューム管のあの1本では、やはり向こうからの大きな目、やはりオーバーフローすると、そういう話の中で、ちょっと土木部あたりの補助事業がなかなか見つからないと。そういうことになると以前、かなり前かなと思うんですが、平成15、6年ごろの話でいろいろ、この間現場へ行ったときに農家さんともお話をしました。そのときに事業ができるんじゃないかという話もありましたので、そこら辺の農地関係の事業もあろうかと思いますが、ただし、この地域農家、住民の協力がなければやはりできない。反対があるとなかなか事業が採択できないということもありますので、もう一度調査を行いながら精査して行って、事業が打てたらいいかなと思っているところです。事業を起こすとすると、最低3年、それぐらいの期間はかかるかと思しますので、そこについてもう一度また村のほうも、役場のほうも考えながら採択に向けて何かできることがないか考えていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） なかなか前向きな回答が得られました。ありがとうございます。

農地の方々はぜひお願いしますということでありましたので、ぜひ今後はこの農地を農業されている

方と調整しながら集落の方々、今後の安心安全を含め、下流の根路銘区の災害の防止も含めていろんな面で検討されて、時間はかかるろうとも前向きな計画を立てて進めていただきたいなど、ぜひこの集落の方々とはじっくりと吟味しながら、いろんな面で調整させていただきたいと思います。

以上で私の一般質問はこれで終わりたいと思います。村長よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 1点目については課長が言ったような状況ではありますけれども、早めにするためには、やはり道路維持管理のほうでやる以外にないのかなと私は思っております、地主に同意していただいたら維持管理の中での距離ですから、十分伐採をしてやると車が通れるような状況をつくれるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺についてはちょっと今後調整しながらやっていきたいと思います。

それから昨日課長と現場を見てきましたけれども、樹園地がすごいいっぱい下流のほうにあって、その中にカーがあるというふうな感じなんですけれども、そこが浸食されている。そういうふうな状況は土木のほうではできないので、やはり農業振興の中で、産業振興の中で事業を導入していくというふうな方法しかできないのかなと思っております。それでできるだけ早い時期に、新たな年度入ってから農林水産部と調整して、今の法面崩壊の関係もありますから、やっぱり治水事業か、あるいは堰堤工あたりの設置が必要じゃないかなというふうな、私、今聞いていてそういう感じでしたので、農林サイドのほうとの調整をして、ぜひ事業できるのであれば農家の皆さんに調整して、この事業を早めに進めることができるんじゃないかなと思っておりますので、そういう形で県のほうと調整して進めていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で6番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 貢 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に7番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 農林水産業の振興について。2点あります。

1点目、村の特産品シークワサーの生産地である押川地区で農道や排水路等の整備が、県の事業主体で行われる計画があるが、村は沖縄県、地域住民とどのように調整していくかを伺います。

2点目、水産業の振興で、漁港や漁港海岸施設については機能保全事業計画に基づき整備、維持管理が必要です。現在計画していることがありますか。又、大宜味村として養殖漁業をどのように推進していくかを伺います。

福祉拠点施設整備事業について伺います。

福祉拠点施設整備基本計画の策定に向け、プロポーザルで優先交渉者が決まったと聞いている。契約内容を伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1点目の①につきましては、押川区長等から要望があり、事業主体を本村として事業採択に向け、受益者や地域住民からの要望を調整しながら何回も説明会や打ち合わせを行ってきました。その結果、沖縄県と協議を行い、県営で事業を採択することができました。

これからも、県に協力し、来年度は、基本設計業務や用地買収業務、住民説明会など沖縄県と地域住民等とのパイプ役を行ってまいります。

②につきましては、令和4年度は、浮桟橋係留杭補修等を計画しております。また、漁業者から調査を行い、事業化に向け塩屋漁港整備事業計画策定業務を実施する予定となっております。

養殖漁業につきましては、現在、クロマグロや琉球スギの養殖を行っている民間事業者が、今後規模拡大を考えており、その事業化に向け、行政が支援できることは支援する予定でございます。

2点目につきましては、契約内容については、契約金額491万7,000円、契約相手は、株式会社社長大（ちょうだい）、履行期間は、令和3年12月25日から令和4年3月24日となっております。履行期間については、今回一般会計補正予算で繰越明許費を計上しておりますので、議決後、延長したいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） ではまず、1点目の押川地区なんですけど、押川地区の農家数とか生産量、もし分かれば大宜味村全体での農家数とか生産量がお答えできるんだったらお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 御質問にお答えします。

こちらのほうに今、手元に資料がありませんで、農家数、生産量はすみません、お答えできません。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） すみません、通告のほうでやるべきだったものをやっていたものから、村長のほうで今、県の事業者ということで、大宜味村のほうで調整関係をされて進められた事業だということで、ちょうど今同僚議員の大城議員のほうで話されていた件とかも、これは管理収穫作業の効率が悪くとか、営農支障に來しているということで今回農業基盤整備促進事業として今回やっています。この関係で取組として、今後ほかの地区でもそういう取組が、シークワサー関係ですね、シークワサーの農家の関係ということで、その取組はできるのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 実際に農家さん、それと区長、関係者が要望を村のほうに提出しております。その要望書をもとに県と調整しながら事業を進めたいと思います。ほかの地域に関しても押川地区と似たような地域であれば事業化は可能ではないかと考えておりますので、まずは全体の要望を農家さんを含め、皆さんに出していただき、それをもとに沖縄県と調整しながら事業採択に向けて考えることは可能だと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） ちょっと村長の先ほどのお答えの中では、耕土流出防止で、県営のほうで水質保全対策事業、ちょうど大保地区が別件でということでやっています。それと村の行政のほうでですね、県とのそこら辺の調整、まずは農業者から、住民からの要望等の聞き入れをしながら、こういう形で県の県営事業としての方向に持っていくような形で村当局のほうはまた頑張っていたきたいと思います。

次、2点目ですね。今回、観光産業の拠点形成の結の浜海浜整備計画との塩屋漁港との兼ね合い関係、ありましたら、今回港の維持管理とかいろんなそれと漁港の海岸施設関係について、水産業関係ありますが、それと結の浜海浜整備計画との関連性とか兼ね合いがありましたらお答えをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

今の質問にある内容の回答をさせていただきます。浮棧橋とか漁港の整備事業計画策定というものの中に一部は入っているかと思いますが、この結の浜海浜整備計画を策定している段階で大宜味海人会との調整もさせていただきました。その海浜整備を行うに当たっては、今モズク養殖などを行っている場所がありますので、そのあたりで今やっている場所が海浜を整備する場所もかぶってきますので、その移動とかそういった計画、あと今後どういうふうに経営を、漁業をさらに発展できるような。例えば本当に移動するとかですね、今のものを低下させないような機能を補助していくためと、取水場所もあるんですが、その取水の施設も移動ということも今協議を進めていますので、そういったところのものがその計画に入ってくるのではないかなとも想定しています。ただこれは企画側のほうでの話ですので、プロジェクト推進室の話ですので、この計画の中身については今後その話合いの中で進められていくものと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） さっき議員のほうから県営事業での推奨する旨の意見がありました。やはり県営に持っていく上には受益面積であるとかいろんな要件があります。さっきの喜納地区あたりだったら非常に県営では厳しいのかなと思います。そういう意味で、じゃあ県営でできない場合は団体営、あるいは村営、そういうのがあろうかと思えます。面積、いろんな要件があります。それと農水の事業にはかなりのメニューがあります。そのあたりも含めて、その場所にはどの事業が適しているのか、そういうのも含めて検討させてもらいたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 今回、平成4年度の大宜味村の重点事業として、福祉拠点施設整備事業ということで村のほうから上がっています。スキームとして、この事業の村民というか対象者、あとハード面、ソフト面を分けることができればお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

今、流れとしましては現在基本計画のほうを策定しておりますが、その基本計画策定後にどの事業を使うかというのも今から、どの補助メニューがあるのかというのも今から確認しながら進めていきますので、補助事業を取れるか取れないかでまた工事の年度とかも変わってくるかと思っております。

ハード面、ソフト面ということですが、ハード面のものも、現在予定しているのは旧大宜味小学校跡地の中でできないかなというところで検討しております。全面改修するという方向でやるのか。一部立て直しという形にするのかということも、これからイニシャルコスト、ランニングコスト等を検討しながら進めていきたいと思っております。ソフト面に関してもこのハードをやるに当たって今関係者等ヒアリング等も行っておりますので、その辺の聞き取りをしながらこういったものやっていったほうがいいのかということも今後検討していきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 福祉関係とかそういう今、じゃあ、大宜味小学校跡地のほうをハード面としては拠点として考えているわけでよろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

現時点では、旧大宜味小学校をメインに考えてはいますが、必要な面積だとかそういう教室の関係を今後確認していく上で足りないという場合が出た場合には、また別の場所というところも検討する必要があるのかなと思っています。ただ、今現時点としては旧大宜味小でどうにかできないかというところを考えているところです。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 大宜味村のほうは保健福祉の充実、健康福祉の村づくりの推進、あと子育て環境、障害者福祉の充実、高齢者福祉ということでやっております。村長にも伺いたいんですが、シルバー人材センターというのがございます。シルバー人材センターのほうは今、県内に17市町村が法人ということでやっております。60歳以上の高齢者の就業機会の確保を目的にということで、今回事業の中にこういうシルバー人材センターあたりの立ち上げとか、そういう関係の、これからプロポーザルで出てくるかもしれませんが、ぜひともそこら辺の件も芽出しできるように、村のほうでそういう事業をやるんじゃなくて、民間活用というか、企業誘致、民間活用が村のほうでも言われていますので、その関係についてできないかなと思っています。シルバー人材センターの事業効果、あと子供たちの健やかな成長と笑顔、教育、子育て支援、あと福祉の受け手から担い手、介護支援、予防生活、あと実は60歳以上の高齢者の就業機会、あとは収入のほうというか手元に入ることもありますけれども、医療費の削減にも貢献しているというデータもございますので、ぜひともこのシルバー人材センターについての構想というか、どのような形で立ち上げていくか分かりませんが、今回の重点項目の中の福祉拠点整備事業という中で考えていただきたいなと思っています。お答えをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

シルバー人材センターについては以前からも議会のほうからも質問があったりもしていますが、以前にも検討したことはございますが、実際、村レベルでやっている市町村というのは読谷村とか大きなところを除いてあまりない状況にあります。これがなぜそういうことになっているかという、やはり財政的な補助金のほうはかなり経費がかかる、シルバー人材センターを運営するに当たって人の確保とこの人たちに対する報酬とかそういったものでかなり経費がかかるというものもありますし、村としては有償ボランティアとかシルバー人材センターという形ではなくて、ほかの形で何かできるものがないかというのを検討していったほうがいいのかというふうに考えております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 村のほうで進めるということも当然ありますけれども、民間のほうでそういう関係の民間活用ということで、もしそういう立ち上げができるようでしたら、また行政のほうとしてもそこら辺を見守っていただきたいなと思っています。

私の質問のほうは以上で終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で7番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時55分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に1番 大城佐一議員の一般質問を許可します。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これから質問に入りたいんですが、質問の前に、最近大宜味小中学校の前を通ると、大変すばらしい金賞をもらったり特賞をもらったりということで、文化面でも大変御活躍の子供たちであります。また村長の施政方針でもあったとおり、子供たちの活躍を述べられていたんですが、これをきちんと文字にして今後は出してもらいたいと思います。大変うれしかったです。では、これから一般質問のほうに移りたいと思います。

施政方針について。施政方針の中にある健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり～保健・福祉の充実～について。

1、子育て環境の充実については、不妊治療費等助成事業・こども医療費助成事業等で負担軽減を図ったと思うが、子どもの貧困対策についての考えはあるか。

2、障害者（児）福祉の充実については、地域で安心して自立した生活環境を構築できるよう支援するとあるがどういう取り組みなのか。

3、高齢者福祉の充実については、本村も少子高齢化が進むなか、一人暮らしの高齢者が多く、しっかりと自立して元気に暮らしている高齢者もいる一方で、健康面などに不安を抱えながら一人で暮らしている方もいると思います。高齢になっても健康で安全に一人暮らしを続けていくには、周囲からの何らかの配慮や支援が必要と思うが村の考えをお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

（1）につきましては、これまでも実施しています、貧困対策支援員の配置、子どもの居場所事業を継続して実施していきます。

（2）につきましては、相談体制・体験の機会の確保、緊急時の受け入れなど、障害者支援施設や相談事業所と連携し、障害者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を確保していきます。

（3）につきましては、村としても、これまでも、買い物支援事業等、様々な支援を行って来ていますが、自治体による公助だけでなく、住民自身の自助や地域の様々な関係者による互助など、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりが重要となっています。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） まず1番目のほうから、今の答弁ではこれまでもこういった事業を行っている、これからも行っていくということですが、本年度の予算書を見ても、居場所づくりについては運営委託料、子供の沖縄貧困対策事業の中で1,100万円ぐらい組まれてはおります。これは恐らく放課後児童クラブへの委託金だと思うんですが、あとは職員の報酬とか、これも子育て支援事業に対しても1,000万円ほどあるんですが、これが放課後育成事業で放課後児童クラブへのあれだと思うんですが、その中でこの子育て支援事業の中で放課後児童クラブ、国3分の1、県3分の1、あとの3分の1は事業だと思うんですが、この事業をもう少し具体的に何かどういうあれなのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 放課後健全育成事業につきましては、喜如嘉山学校、新しい大宜味小学校の敷地にある児童クラブへの補助金となっております、先ほど議員がおっしゃったとおり国3分の1、県3分の1、村3分の1で実施している事業となります。貧困対策事業につきましては同じ喜如嘉山学校に委託をしておりますが、こちらはまた貧困対策事業として放課後児童クラブのメンバーとは別に低所得者といいますか、そういった方々の家庭の子供たちを無償で預かるということで、放課後児童クラブは夕方ぐらいまでなんです、この貧困対策事業で預かっている居場所の子供たちは夜8時頃まで、夕食ですね、軽食も出すような形で預かっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） こういった貧困対策事業の事業費そのものは、ほとんど山学校にということなんですよね。これは確認したいのは、これ必ず山学校というのに決めつけているわけではないですよね。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

放課後児童クラブについては今指定管理を行っておりますので、山学校に5年間はお願ひすることにはなりますが、貧困対策事業については縛りはないではございますが、現時点でその対応ができるところが山学校しかないというところでの委託となっております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この以前にもこの話をした覚えがあるんですけども、いろいろこの予算を見てみると、山学校自体が駄目だとは言っていないですよ。いいことはいいんですけども、私が言いたいののは前の特産品加工場みたいなことにならないかということ今一番懸念しているわけなんです。この学校自体はいいですよ。だからこの施設そのものも、これは村の施設だし、使用料、電気料、水道料もみんな徴収はされていると思うんですけどもね、新たな面でどういうものがまた出てくるか、この事業費そのもので運営しているのか。そこをまた今後どういう捉え方をしてくるか、その辺をはっきり、全くこれは役場と別の組織ということを入れておいて、これはやってもらったらいというふうに思っております。

こういった事業も、例年貧困対策事業として毎年上がってきているわけですが、これも2016年に約10億円から始まって、最近では15億円ぐらいあると思うんですが、いろいろ大宜味村にもこういった本当にこの事業を児童クラブとか山学校とかこういった組織に回っている面もいいことでいいんだが、直接困っている世帯へも配慮できるような取組ですね、こういったものもないか。これは沖縄県の所得、県内の所得で大宜味村は新聞に出ていたんですが、県内で41市町村のうち38位なんです、大宜味村の1人当たりの村民所得がですね。これは北部三村、東が17位、国頭が25位ということで、この三村のうちで所得では下のほうなんです。38位というと、41市町村のうちで。家庭内でも困っている方もたくさんいると思うので、そういったところへの貧困対策事業というのはないのか、それを検討してもらいたいと思います。ちなみに沖縄県も貧困を抱える世帯の生活が、県が2016年に子供の貧困割合を29.9%算出したんですが、その後の調査で未就学児は22.0%、小中学生は25.0%で、高校生は20.4%で数字が推移し改善の兆しが見えてきたんですが、この近年のコロナ禍の中で大変この生活にも失業率が上昇傾向にあり、雇用の情勢も悪化して大変困っているところもいっぱいあると思います。沖縄県は平均給与の月額が22万円ということで、これは全国で総体的に貧困ラインとされる23万円よりも少ない。この脆弱な経済生活の改善を、これはコロナ前からでも同じなんですけれども、こういった面に対する施策というの

は村としてはあるのか、その辺を。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

低所得者向けの村としての支援ということでございますが、今年度については国のほうのいろいろな支援がありまして、子育て支援の給付金であったり、低所得者向けの、子育て世帯の給付金ということで、そういった方々に対しても幾らか給付金はございましたが、県もそうでありまして、村のほうで独自の給付というのがなかなかない状況にあります。就学援助とかそういった形のはございますが、その他の給付金というのはあまりないのかなと考えております。ただ、こども園だとか所得に応じて保育料が減ったりとかそういったこともございますので、それ以外にも子育て支援として行っている、先ほど議員からもありました医療費助成だとか、またインフルエンザの予防接種の診療所における無償化とかも今実施しておりますので、貧困対策ということだけではなくて、子育て支援の中でもそこら辺カバーしてきているのかなと思います。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、子育て補助ということが出たんですが、これは最近の新聞に学童保育にこの家賃補助ということで新聞に出ていたんですが、その中に放課後児童クラブは21年度5月時点で555か所あり、そのうち校内の余裕教室を活用したクラブが81か所、利用児童は2万3,000人ぐらいであると。そこでこの利用料に対しての補助を出すという、これは県の方針と思うんですが、こういったものも大宜味村としてもこの学童に対する利用料というのを、村としての考えはどうですか。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

今、議員がおっしゃっていた事業というものは、基準年度がありまして、その基準年度より後に放課後児童クラブをつくったところには家賃補助というものを既にやっているんですよ。ただ、その基準年度より前に行っている放課後児童クラブについては、家賃補助の加算というものがなかったものですから、そこに対しても次年度以降はやるということで、大宜味村の場合は家賃のほうも出ておりませんのでそちらの対象にはなりません。家賃補助もらっているところは、その家賃補助を与えることによって子供たちの預かる利用料を減らすことができるよねという県としての考えがありまして、そこをやっていくということです。村としての影響は今のところはないということです。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この貧困対策については、事業的にはいろいろあるんですが、直接やっぱりこの家庭に届くような何か策をもう少し検討していただけたらと思っております。そして注目というか、これは去年、国、政府が子供の貧困や虐待を防ぐために、家庭の経済状況など幅広い情報を一元化するデータベースを構築するという情報があるんですが、これは新聞等に載っていたんですが、2023年度の全国展開を目指すということであるんですが、こういうあれは大宜味村にも来ているのか、その辺をちょっと。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

まだ市町村に対して、こういう情報共有を連携するというものは直接やり取りしているのは今の時点ではまだありません。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） こういったものは、各個人個人のあれですが、個人情報保護制度にも関わってくるようなものでもあるし、子供の貧困、虐待対策は大変課題も多いと思うんですね。これは子供や保護者が行政に助けを求めることに何とか抵抗を感じるというか、その辺表に出したくないというか、その辺を持っている方も多々いると思うんですね。そこは行政としても早くして、こういった貧困対策、子供の虐待に対しても十分力を入れてもらいたいと思います。また県は次期子供の対策計画で調査対象を未就学から高校生までだけでなく、ゼロ歳から17歳の保護者を新たに加える方針だという県の見解もあるんですが、所得以外で困窮している状況や困っているときに頼れる人がいるかも把握し、つながる仕組みをつくりたいとあるんですが、村として、県からの通達とかこういうものが来ているのかその辺をちょっと。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

ネット等、新聞記事等の情報では聞いてはいますが、まだ文書で通知というものは来ていない状況です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今後もこういった貧困対策については、大先輩方が大宜味村は福祉村構想を立てて、こういった福祉に大変予算もついできたと思うので、その辺を本当に充実した福祉対策ができるようなことを望んで1番目に対しては終わりたいと思います。

次に2番目ですね、この障害者を取り込みと、答弁には生活を地域で全体的に支えるということであつたんですが、これは一番最もな対策と思います、今答弁があつたとおり。地域で支えて初めてこの障害者というのはどう生きていくか、大変頼もしい地域づくりというふうに思っております。この障害者がどういうふうに暮らしていけるかというのは、前にもモニカ選手の話をしたんですが、まずは周囲からの障害者に対する偏見をなくすことです。これは私もはっきりモニカ選手を知る前は障害者、障害児に対して一目置くというか、何かどういう表現をしたらいいのか、やっぱりかわいそうと思うんですけれども、あんまりかわいそうということだけでは通せないところもあると思います。本当にモニカ選手を見ても、地域と自由に話し合っただけで地域が支えて初めてああいう振る舞いもできると思います。例えば逆に車椅子に乗っているからということで周囲がちょっと敬遠していたらああいうふうな地域との関わりができてこなかったと思うんです。今後、障害者に対してもどういう取組をしていくかということで村としての考えをもう少しお聞かせください。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

今、障害福祉については、国からも地域生活拠点等の整備を行ってほしいということで各市町村に対して話がありますが、今、障害者の重度化、高齢化、また親亡き後はどうするかという問題があります。その中で障害者の親が亡くなった場合、本人がどう地域で過ごしていくのかというところで、村としてもそうなった場合の対応というのを考えていけないといけないということで、今、村の自立支援協議会という会がありますが、そこの中でも話をしております。今進めているのは、緊急一時保護という障害者の事業があるんですが、そちらの中で現在は親御さんも御健在で元気な状況で体験というんですか、もしかすると親が亡くなった後、施設に入らないといけない場合が出てくるかと思っておりますので、そう

いった場合に急に入るといのはなかなか難しいというところで、体験的にできないかというのも今一心福祉会とも調整しながらやっているところでもあります。またほかにも障害に関しては子供のものにはなるんですけれども、巡回支援事業とって、こども園だとか小学校に対して支援する方々に発達障害だとかそういった方の子供にどういうふうに接したらよいかというのも、専門の先生に来てもらいながら一緒に指導してやっている状況にあります。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） こういった発達障害の話もあったんですが、これは大宜味村障害者計画の中にも、この障害の早期発見ということで書かれています。これ私は大変大事なことと思います。生まれて、早めにちょっとした障害を見つけられれば、最小限に食い止めることができると思うんですよ。障害の早期発見、また理解ということで、こういったものを本当に、ちゃんとした計画書もあるんですから、それに沿って福祉村に合った充実した政策をやってもらいたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。ひとつ言い忘れたんですが、またモニカ選手の話をするんですが、できればバリアが多くて障害者と健常者とのバリアを取り除く、こういった政策とかその辺もぜひ取り入れてもらいたいと思います。これで2番目は終わりたいと思います。

次、3番目に高齢者福祉充実についての質問であります。私も以前、平成24年に老人の一人世帯の孤独死について質問したことがあるんですが、そのときにこういった一人世帯の老人世帯に見守りのボランティアグループ、たんぼぼでしたか、何かたんぼぼの会があるということでしたが、今回この予算をちょっと開いてみたら、このたんぼぼの支え合い事業補助金ということで予算が組まれております。大変いいことじゃないかと思っております。これはなぜかという、24年だからその前からやっていると思うので、もう10年ぐらいいは無報酬で、ボランティアでこの見守り隊ということでやってきているわけですから、今後、村としてもこういった独り暮らし、老人世帯に対する見守りというのは、このたんぼぼの会だけの見守りに任されているのか、ほかにもどういうことがあるのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

たんぼぼの会については、議員がおっしゃるとおり以前から活動してはいますが、今現在、たんぼぼの会の会員もなかなか入れ替わりがなくて高齢化してきているのが現状であります。活動自体も大分制限されてきているのかなと思っておりますので、新たなたんぼぼの会の拡充をするのか、また別の方法で見守りができるのかというのはまた今後検討する必要があると思っております。今年度については、今、社協のほうに委託している事業の中で高齢者見守りの事業を行っておりますが、次年度以降どうするかというのはまた今後検討していきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この見守り隊ですね、私、長寿に関することで検索していたら、大変珍しいものが出てきたのでちょっと、これは2016年の12月19日で掲載日はですね。沖縄県大宜味村郵便局との協力で地域の見守り強化ということで、これ郵便局と提携したことが書かれています。実際、今これは機能しているのか、ちゃんとしたこういった提携を結んでやっているのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 大宜味郵便局との提携はそのままやっていますけれども、新たに沖縄県郵便局長との、県のほうの局長との締結をこの29日に締結することになっています。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 大変今後、また新しく締結もあるということです。これには独り暮らしの高齢者宅で洗濯物が長期間外に干したままになっていたり、郵便物がポストに放置されていたりという、異変に気づいたら郵便配達員が村へ連絡して、村の担当者が高齢者宅を訪問して対応するという流れになっているというふうに思っているんですが、実際こういう事例が今まであったのか、その辺をお聞きしたいんですが。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

すみません、私のほうで直接把握はしていないんですが、中にはそういう方々もいるのかなと思います。民生委員の方々等もそういったものがあれば様子を見に行ったりとかという対応をされておりますので、実際上あるのかなとは思っています。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひですね、私も孤独死の件で質問したときに、これ1人世帯の老人世帯についてどういう取組をしたのかどうかということで、ある内地の山間の集落では朝行政から黄色い旗をつくってもらって、朝起きたらすぐこの旗を家の前にやると。やった場合には起きて大丈夫なんだなということで、周囲からすぐ分かるような方法もあるということでお話したんですけれども、最近ではデジタル化ですぐ通知が行くような自治体もあるみたいなんです。今回、沖電の、これも新聞にあったんですが、おきでんのC p l u s C（シープラスシー）と提携して、こっちも先端技術を使った無線が異常を感知してやるというふうな、最近、いつの新聞でしたか載っておりましたね。また読谷村では弁当配付をしながら健康確認をするという、こういった新聞の記事にも載ってありますが、今回、大宜味村でも配食サービスは予算化されているんですが、900円のを自己負担300円で年間115万円ぐらいの予算が組まれているんですが、これは実際10人というふうに人数を規定されているんですが、これは10名で済むのかその辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

配食サービスについては、議員おっしゃるとおり令和3年度の予算から計上しておりますが、実際上、今、運用ができていない状況にあります。それはなぜかという、先ほどおっしゃったように10名という人数の予算しか確保できていなくて、実際上、今の要綱で運用すると10人では収まらない状況があるのかなと考えておまして、ほかの市町村でのやり方というんですか、どのくらいの配食をしているのかとか状況を確認しながら、今後改めて要綱を見直しして進めていきたいと考えております。実際、今年度については今のところやっていないという状況です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この配食に対しても以前にもちょっと質問したんですが、この配食というのは、一人世帯だとどうしてもコロナ禍の時期に外にもあまり出たがらない、出られないとかいろいろあるので、できるだけこういった独り暮らしの老人に対しては配食サービスをしてもらったかどうかというふうに思っております。先ほど前の議員からも質問があったんですが、村としての今年一番の大きな事

業ですね。福祉拠点施設整備事業の基本計画策定を今度進めるということで先ほどもいろいろ予算化されて計画を立てているということなのですが、これ完成はいつ頃の予定になるわけですか。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

以前にも何度か聞かれたところではありますけれども、先ほどもお話ししたようにどの事業を使うのか、軽微な改修で単独予算でやるのか、また大規模改修で補助事業を使ってやるのかというところで大分期間については変わっていくのかなと思っています。今の時点の見込みとしては令和4年中に基本計画のほうは策定して、その後、基本設計、実施設計、その後に工事着手となりますので、早くても令和5年、6年まではかかるのかなと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これは今からつくっていくわけですがけれども、これはお願いというか要望なんですけれども、以前にもこういった健康寿命を延ばすためにはどうしても運動が必要なんですよ、お年寄りにしても高齢者に関しても。これ筋力は高齢いっても取り戻すことができるということと言われております。実際この60代、若い人でもウォーキングばかりしてもあまり体重が落ちない。筋トレとウォーキング、有酸素、無酸素の運動を繰り返し繰り返しして初めて、脂肪が燃えて体重の減になっていること。これが健康のためになるということでもありますので、ぜひですね、要望ですが、以前にも要望したんですが、こういった施設の中に老人が集まってきて、この施設の中で気軽に筋トレができるような、こういった施設もできれば、また実際、高齢者の方から要望もあったわけなんです。今のクラブハウスはあまりにも狭いと。狭くていつでも行けたんですけども、行けないという行きづらさもあると思うので、その辺を村としても、健康長寿復活のためにもぜひこういった機具をそろえて、本当にみんなで盛り上がっていきたいと思いますので、最後に村長このトレーニング器具の件についてお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。この件については、基本計画をつくる中でしっかりと組み込んで行けるようにしていきたいと思っています。せっかくの機会ですからちょっとお話し申し上げますけれども、実は最近ですね、私ども大宜味村というのが世界のブルーゾーンの一部で、世界に5か所あるブルーゾーンの中の大宜味村が日本で1か所なんですけれども、そういうことで大学の教授とかいろんな方々が組織をつくって研究したいということで声があります。先だって10名ほどの大学の先生方がお年寄りの健康の原因を調べたいということで、これから調整に入りますけれども、そういう事業もあります。それからあと一つは、ブルーゾーンというこの大宜味村からリモートでの、お年寄りの安全安心を図るためにリモートでの確認ができる仕組みづくりを、今、東京八王子の北原国際病院という北原先生とNECが連携して、大宜味村で独り暮らしの家庭に現在持っているテレビにカメラをつけて、その生活状況がチャンネルを押すと分かるような仕組みをしようということで、来月から恐らくキャンピングカーで事務所としてやるはずなんですけれども、計画をしているようです。これは内閣府の実証実験という形でやるようですけれども、その辺についてはまだ具体的な話は今月末頃に、村とも担当課との調整もあるかと思っていますけれども、そういう意味でさっきの独り暮らしの皆さんの安心安全のためにも、できるだけ多くの皆さんが受け入れてくれたら、この実証実験というのもうまく行くのかなと思っていますので、村としてもできるだけ協力しながら、安全で暮らしやすい村をつくっ

ていけたら。そしてこれがいずれはリモートで診療ができるような仕組みを診療所とも医師会とも、あるいはほかの病院とも連携してできるように、ぜひ進めていきたいと考えておりますので、また御理解と御協力をお願いしたいなと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ひとつ言い忘れたのがありまして、これは24年にこの議会での答弁で、ふだんの生活の中で地域の安否確認をどうするかということで、今回地域支え合いマップと名前を変えていきたいと思っております。こういったものはあるのかお伺いしたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

その時点であったとは思いますが、恐らく今現在、更新がされていないのかなと思っておりますので、今要支援台帳の整理をしておりますので、その中で一緒にそういったものもできるのであれば検討していきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で1番 大城佐一議員の一般質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前 11時45分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 安里重和 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に9番 安里重和議員の一般質問を許可します。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 皆さんお疲れさまです。午後一番バッターとして私のほうから一般質問をやりたいと思っております。

1、指名停止期間中の随意契約について。

次の点についてお伺いします。

①指名停止措置の概要で指名停止措置範囲として、大宜味村が発注する全ての工事と記載されているが、随意契約は含まれていないものと考えているとの答弁でしたが、再度お伺いいたします。なぜ随意契約は含まれないのか？

②随意契約の相手の制限で、指名担当者は指名停止の期間中に有資格業者を随意契約の相手としてはならないとある。工事の成績が著しく不良として会計検査で指摘された事を理由に指名停止措置を行ったが、工事と修繕という違いもあるとの答弁でしたが、その違いをお伺い致します。

2、簡易水道本管の増設について。

①村道田嘉里線（通称ハマツタイ）沿いには、現在建築中の住宅を入れますと11世帯あります。7世帯は、簡易水道本管が住宅に隣接されており、残り4世帯は、約90m程個人負担で水道を引き込んでいる状況です。

今後もその一帯には、住宅の建設予定があるとの情報もあります。簡易水道本管の延長を要望するが、村はどのように考えているか伺います。

3、大宜味村の借金について。

昨今、村民から大宜味村は箱物ばかり建て財政破綻するのではと不安と心配な声がよく聞かれます。次の点についてお伺いいたします。

①平成28年（2016年）3月末現在で43億3千467万円ほどであったと思いますが、現在令和4年（2022年）3月末での借金額は？

②返済計画はどのようになっているのか？お伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

①については、村では現在、指名停止の措置については、大宜味村建設工事等請負業者選定委員会の設置及び運営に関する規定において運用しております。本規定において随意契約等の制限がないことから随意契約は可能であると考えています。

②につきましては、随意契約の相手の制限などは設けていません。あとの工事と修繕の件については担当課から説明させます。

2番の①当該地区について、一応確認をしてみました。単独事業での延長は厳しく、国庫補助事業の導入に当たっても費用対効果分析が必要なことから、今後の補助事業に係る評価書作成等において併せて検討し、事業実施が可能か調整を行っていきたいと思います。

3番目の①令和4年度当初予算書198ページをご覧くださいと思いますが、令和4年3月末時点の地方債現在高は47億5,450万7千円となっています。

②については、借入れを行った地方債については、借入先から示される償還表に基づいて毎年、償還していくものとなっております。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 申し訳ございません。今、村長からありました工事と修繕につきましてですが、これは前の、以前の質問でもお答えいたしました。村として明確な工事と修繕というものの明確な規制というんですか、仕分けはされておられません。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） じゃあ、なぜ今まで修繕と工事は違うと言っていたんですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 修繕と工事の明確な仕分けというのが、やはり新たなものをつくる場合に修繕というのはなかなか難しいと思うんですが、金額の縛りであったり、そういった細かい規定というのは設けておらず、予算計上時に需用費の中の修繕と工事のほうで分けているということになっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 何度聞いても、実際たちごっこになりますから、本当にばかばかしくて質問する気にもならないんですよ。実際、あなた方、全て大宜味村の例規集にのっとって話をやっていると思いますけれども、それなら地方公共団体の契約と、あと地方財務実務提要、あと地方自治法等を読んで判断したことがありますか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） まず、自治法につきましては多種にわたるところであります。今現在の御質問に関しましては、やはり随意契約等のことができるのは自治法のほうで載っておりますし、また細かい情報につきましては施行令のほうで随契約のものが載っております。また、個々の参考にする上で実務提要等は活用しております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） それじゃあ活用して、その随意契約は適当だったか不適当だったかの判断はどうしましたか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） こちらも以前お答えしているところではございますが、やはり随意契約の施行令のほうに照らし合わせまして、今回の修繕に当たっては村のほうにも非があるということで折半で業者との支払いを、費用を持っていくという判断のところから、また会計検査のほうからの指摘を受けて安全性が保たれていないというところもありまして、早急に修繕するというところでの判断となっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 本当にばかばかしくなって、やりたくありませんよ、本当に。よかったら私のほうからちょっと提案してみたいと思いますが、沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止措置要領、随意契約、契約の相手の制限第12条を参考に条例を追加改正したらよいと思いますが、どうでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

最初に村長のほうから申し上げましたが、現在、村においては選定委員会の規定のもとに指名停止の措置を行っているところでございますが、今議員提案のありましたこの12条のほうにおきましては、指名停止の措置自体の要領を別で設けていると認識しております。今、村のほうでは入札に関する資格審査の要領等、選定委員会等、公表に関する規定等がございますが、選定委員会の中に議員提案の随意契約の制限というのを入れるよりは、村の例規のほうも細かくチェックしていかなくてはいけないんですが、指名停止の措置の要綱ですか、要領ですか、そちら辺を別で設けていく方向で考えていく方向で検討してみたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） ぜひ検討して、いい返事を待っております。この質問はこれで終わります。

次は簡易水道についてですが、先ほどB/Cの話がありましたが、何か言えばB/C、B/C、費用対効果、これで果たして大宜味村はやっていけるんでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） B/Cにおいては、やはり補助事業等の選定において、採択においてやはり必要です。B/Cもやはり図らないといけないと。事業全体を考えてやっていく部分もございませぬ。先ほど質問があった地区について、我々のほうも確認をしております。議員おっしゃったような10世帯余りですね。現在4世帯、戸数としては3戸の家があると思います。そこにおいて現在、末端からその場所までは90メートルほどですか。国頭村との村境まで150メートルあります。我々のほうとしても住民あたりをお願いをしながら本管布設を個人でやった場合にはできる部分もございませぬと、すぐ

対応できますと。現在、即対応というのがなかなか難しい。金額的に申しますと、原材料を使うとメーター当たり1万五千ちょっとです。そうなりますと90メートルで約130万円ほど、150メートルまでいきますと、若干多くなって350万円から400万円ぐらいです。耐震性にするると約1.5倍ぐらい、また金額的にはかかるかと思積りのほうを確認はしております。今後、その地域においては、住宅が建てられるかと思う部分がございますが、現在、確認ができないんですよ。実際に工事届を出しているわけでもないし、そういうことを考えると、次の水道事業の見直しを今考えているところです。そこの中でもう一度検討させてもらえないかということです。あと地域の皆さんの要望もあるようでしたら、いろいろとまた考える手はあるかなと思っておりますが、今のところ4世帯においては水道のほうでお願いをして、個人でP P管のほうで、20ミリの管で引っ張っている状況であります。先ほど言っていたB/Cについてはどうしても必要なものですから、そこについては村としては考えていくということです。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 境界のほうですが、確かに村道は150メートルほどあるかと思えます。今建てている家のすぐ隣、向こうは国頭村ぐらいに入っているんじゃないですか。また向こうは国頭村の方のヤードとして利用していますよね。その排水ぐらいまで持ってきたらこの最後の家まで確実に届くわけです。その90メートル程度、必ずしも新しい事業ではできないんですか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） できれば単費ではなく、やはり補助事業があったほうが我々としては有利かなということで、補助事業で入れたいということですが、あとはまた予算関係で図りながら考えていきたいと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） はっきり言ってわずか90万円程度ですよ。90万円程度で新しい事業としてやっていくんですか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 90万円じゃないですね。140万円ほどかかります。95メートルです。そこまでであればいいんですが、そこからじゃなく、やはり向こうに住宅が建っていくという話があるのであれば、やはり計画としてはそれ以上住宅が建てられるのであれば村境のところまで持っていった場合には150メートルの管が必要ですよということです。一つ一つやっていくと、計画的な給水計画が立てられない部分もございます。ですから全体的に考えて事業でやったらどうかなということです。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今言っている場所ですね、あの一帯で最初にお家を造ったのはあの方々なんです。その手前は実際家がなかったんですよ。それが途中までは本管を引っ張ったのに、なぜそのお家まで本管を引っ張らなかったのかものすごく不思議なんです。まずB/Cというよりも、それよりも投資対効果を選んだほうがいいんじゃないのかなと思っています。例えばですね、今いろいろ問題が上がって何かあれば行政のミスとして補正を組みますよ。村民に対しては補正を組んでやらないんでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 今、建設環境課での判断という話になるといろいろありますので、予算的な話も全体的に考えながらですね、それは補正でも対応できるかと思えますけれども、そういう事

案がかなりあります、実際に。そのときには緊急でやはり水が必要というところに関してはお願いをして、そういうふうに管を引っ張っていつもらっているのが現状です。他市町村においてもそういう事案があって動いているような様子もあります。ですから全体的に見た場合に、やはり大きくやるのであれば、将来的にも考えると補助事業でやったほうがいいのかなと、建設環境課としてはそういうふうに考えているところです。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 村民は住民税、固定資産税、軽自動車税、介護保険料、水道料金など多額の金額を納付しているんですよ。大宜味村に住んでよかったと思われるように行政サービスとして村民に本当に喜んでもらえるような対応をやってもらいたいと思うんですよ。昨今、先ほどの費用対効果なんですけれども、私は大宜味村では費用対効果というよりも投資対効果を考えていただきたいと思います。どうでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 村側としても、私どもとしてもやはり住民サービス、そこら辺も考えてやっていく次第でございますが、今当局側も聞いておりますし、この辺については調整を図りながらどうしていくかということをもたえさせていただきます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） その答えはいつ頃もらえそうでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） ちょっと今、いつというのがなかなか出せないんですが……。

9月の決算の議会がございます。9月議会までにはもう一度検討しながらどういうふうにやっていくか、よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 9月、半年待ちますね、その答え。もう大変な時間なんです。村民は本当に困っていますよ。私直接、建設環境課まで行きましたよね、やっぱりそれだけ困っているんですよ。そういうことを逆に早めに解決してもらわないと、村民としてもまた新たに造る人に対してもちょっと失礼かなと思います。その点、もう少し早くできたらよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、先ほど借金が47億幾らとか言いましたけれども、ちょっと書き留めることができなかったんですけども、実際、現在村民1人当たりの借金はどれぐらいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 先ほど村長のほうから答弁をした令和4年3月末時点で地方債現在高での1人当たりの借金額にすると153万7,680円になります。人口が今3,092名、国勢調査人口で割っております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） ちょっと計算しましょうね。153万7,680円、今ほかの出すこと出来たんですけど、私自分の家庭のもので出してみたんですけども、私の家ではそれをやると1,230万1,440円になります。ものすごい借金ですね、それを考えたら。大宜味村は財政がいいとかよく言われますが、私が見て、本当にそれでいいのかなとと思っているんです。ちょっと調べたんですけども、一般会計貸借対照表から見ると、平成29年（2017年）3月31日現在、現金預金4億2,463万1,829円、令和2年（2020年）

3月31日現在、現金預金3億344万138円で、3年間で1億2,119万1,691円減となっています。また平成29年3月31日現在、余剰金、不足分ですね、43億8,028万25円、令和2年3月31日現在、余剰金、不足分、45億2,104万4,606円となっているが、この説明をお願いしたいです。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 今、安里議員がおっしゃっているのは貸借対照表でおっしゃっていますが、こちらは現金だけの話ではなくて、資産の絡みもあります。例えば平成28年度に大宜味小学校、中学校が新しく建築されました。あとビジターセンターの建築であったり、その辺の資産が増えたことによって村全体の資産としても増加になっているということでその辺の影響があります。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） これですね、財務状況把握の結果概要、これは沖縄総合事務局理財課が出したヒアリングの結果です。一部抜粋して読みますと、今後の財務運営に係る留意点について、将来の実質債務は増加し、また地方債の償還原資となる行政経常収支も大幅な増加は見込めないことから、財務4指標全てにおいて悪化するおそれが見込まれる。当村の直近5年間、平成24年から平成28年度、財務状況傾向を見ると行政経常収支比率は1.9%から8.9%で推移し、県内平均13.4%に及び類似団体20.6%を下回っている。これらの要因は補助費など国頭地区行政組合への補助金等の増など及び物件費の増加などにより経常収支を圧縮させていることは大きな要因である。なお、補助費などの行政経常収支に占める割合は21.4%で、県内平均13.4%及び類似団体平均18.1%を上回っている。また人件費の行政経常収支に占める割合は25%で、県内平均20.1%及び類似団体平均20%を上回っている。また人口1人当たりの人件費は199万円で、全国平均102万5,000円を大幅に上回っている状態である。そこへ行政の経常収支比率、当団体が4.5%、県内平均13.4%、類似団体平均20.6%、補助率も当団体21.5%、県内平均13.0%、類似団体の平均18.1%、人件費等、当団体25%、県内平均20.1%、類似団体20%、以上のことから当団体は行政経常収支に占める補助費など及び人件費の割合が高い特徴を有していると考えられるため、今後は歳入確保、歳出抑制の財務健全化に向けた実現可能な対応を着実に実施するなど、財政運営に当たり留意することが必要と考えられる。こういうことは多分皆さん知っていると思います。そのことについて何か改善がありましたか。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 確かに経常収支比率というのは人件費だったり経費などが要因となっはいるんですけども、あととりあえずこの予算編成方針の中でもやはり極力物件費を抑えるだとかというものをこの予算編成は示していて、毎年度の予算編成のほうでは圧縮に努めるよう努力はしているところでございます。あと先ほどから出ている地方債の借入についても単純な借入ではなくて、過疎債、交付税のほうで過疎の元利償還の7割は交付税で戻ってくるという仕組みもありますので、その辺を活用しながら、極力交付税措置のある地方債を借りていくなど、その辺の努力はしているというところで

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 私もこれ調べる時間がなかったものですから、あまり細かいことまで調べていませんが、2020年9月22日、沖縄タイムスの電子版でコロナ対策で財政悪化しないのは4自治体、金武町、大宜味村、中城村、北大東村だけだったと記事があった。大宜味村にはコロナ禍対策で財政に影響はなかったんでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） まず、歳入の面からお話させてもらおうと、コロナ禍の中で村税に対する期限の延長だとか減免措置の特例措置がありましたけれども、大宜味村への期限延長減免措置というのがそこまで件数がなかった。村税の減収もそこまでなかったというのがありました。歳出の面では、国からの臨時交付金、コロナ臨時創生交付金、こちらを活用して様々な事業を展開することができて、村の持ち出しがそこまでなかったということで、村の財政はそこまでなかったということでの新聞報道となっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今、私がやっている質問ですね、2年ほど前から言われていて、ずっとLEDの問題があったものですから、今に長引いたんですよ。それで過去の資料、全部2年前の資料ですか、それで中身をあまり細かく覚えていないんですけども、私とその質問をしたのは村民に対してどうやって安心していけるかということをお伝えしたんですけども、実際は、借金が幾らあるから何もできないよとかそういうことは言いたくなかったんですよ。今後、借金を減らすためにどういった計画があるのか、もしも計画表とかがあるんでしたら、その資料があれば議員全員に配ってほしいんですけど、どうでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） すみません、計画表というのがなくて、ただ毎年度決算時期に財政健全化判断比率というのを議会のほうで報告させていただいて、あとホームページ、広報紙のほうでも掲載をしているところがございますけれども、その辺がこの4つの指標を客観的に本村の財政の健全化度を判断できるものを掲載していますので、その辺も公表しているところではございますので、その辺で判断していただければと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今ですね、広報紙の話が出ましたからちょっと一言だけ言わせてもらいたいんですけども、広報紙で職員の給料とか沖縄県との比較をやっていますよね。ほかのところを聞いたら、大体同じ、町村レベルの比較でやっているんですよ。県は幾ら、大宜味村は幾らで比較にならないと思うんですよ。できましたら、再度そういうものを来年度からになるのか分かりませんが、検討して、やはり地域の地方団体との比較をやってほしいと思います。皆さん分かると思うんですけど、見てみると大宜味村、これだけでも結構大宜味村民分かってくると思うんですよ。これは平成28年度だったかな、今こっちにある村の借金が、平成28年3月31日現在になっています。その後、こういうことを出したいと思うんですよ。せめて5年に1回でもいいですからやっぱり出してほしいなと思っています。そういうのも検討できないでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 今、安里議員が資料というのは、村勢要覧の一番後ろに掲載されているものでございますので、村勢要覧も何年かに一遍は更新がありますので、その際でも同じような形で掲載していきたいなと思っております。あと広報紙のほうでも十分公表できる場所でもありますので、その辺も検討させていただければと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で9番 安里重和議員の一般質問を終わります。

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 一般質問を始めます。

健康で安心・安全のできる暮らしについて。

（1）村は、2018年に村環境改善センター前バス停留所待合施設を撤去し、バス会社に設置要請をしっかりとやっているとしているが、未だに実現していない。路線バス利用者が雨や日差しが強い日に支障をきたしている。また、児童生徒のスクールバス乗車のためにバスをセンター構内に進入しての対応を余儀なくされている。村内のバス待合施設には、県や村が設置した場所がある。児童生徒をはじめとする村民のことを思えば村が設置してもいいと思うが説明を求める。

（2）エコツーリズムや世界自然遺産を活用した地域活性化推進や新型コロナウイルス禍における地元住民等の生活に支障がないことが求められている。しかし、村改善センターの休日による出入口のバリケード等の封鎖と水道の蛇口ガランの撤去、結の浜公園と付属駐車場のバリケード等の封鎖や村立火葬場や周辺基地に侵入する里道（公道）のバリケード等による封鎖が健康づくり、癒しや生活に支障きたしているが、どのように対策をするのか説明を求める。

（3）村は、生涯にわたる健康づくりとして、健康福祉の村づくりを推進している。また、「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、その基本理念である「健やかさと安らぎのあふれる長寿の里」の推進に向け、各施策・事業を展開するとしている。しかし、沖縄県介護保険連合によると、本村における介護認定率は24.1%で、高齢比率の影響を除いた調整済み認定が19.7%で格差の大きい地域分析となっている。健康長寿を実現していくには、県の事業「調査・検討モデル事業」を本村で受け入れ「地域支援事業」を積極的に推進していく考えはないか説明を求める。

2、透明性や公平性、公正性な行政運営について。

（1）旧塩屋小学校跡地活用事業でのエビ養殖事業の撤去に関する経緯や見通しの説明を求める。

（2）村広報で「沖縄振興特別推進交付金事業における自主返還及び修補」の経緯・現状・対策についての村長の説明があった。LED防犯灯取替工事については、街灯柱の取り付けが不適切で倒れる可能性や、安全性が確保できないと指摘された。このような事態が発生された原因は、施工が設計と相違したのになっているのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったためであった。その指摘された街灯柱を修補するために、（業者と折半）の修繕費5,213,450円を支出した。また、本事案の重大性を深く自覚し、村民の皆様の信頼回復に努めながら、今後二度とこのような事案が発生しないよう職員共々、綱紀粛正と適正事務の遂行に全力を尽くしていくと結んでいる。しかし、修繕について指名停止期間中に、自治法や村財務規則「工事の随意契約130万円の制限」を無視した随意契約の不当性や疑惑を議会で追求や真相究明の最中に会計検査院の調査対象外の3工区において、予算化もせず修繕したと説明がある修補の経緯・現状・対策を1・2工区同様に具体的な説明を求める。

（3）村は、公共工事等の最低制限価格の複数設定については今年度から実施しているが、村新庁舎建設電気工事設備工事の入札結果報告によると入札業者8者で、予定価格超過せず最低制限価格を下回らなかったのは1業者（有）沖工設のみである。過去5年の電気設備の最低制限価格の比較は、予定価格の87.40%～89.92%での設定が、今回の大型工事では91.96%の設定になっており一般常識とは真逆になっている。最低制限価格の比率を上げたために、多数の業者の見積もり努力が報われることなく失格となっている。もし、過去実績の最低制限価格比率の87.40%を採用していれば失格になった全ての

業者が適合したことになる。また、最低制限価格調書によると設定価格○91.96%、○91.87%、○91.79%となっている。最低制限価格の複数設定のいずれを採用しても予定価格超過せず最低制限価格を下回らないのは1業者のみである。特定業者のみが適合し落札に繋がった実態は、県警特捜が官製談合疑惑を問題視していることを、この入札が官製談合だと裏付けたようなものである。さらに、一般質問の議事録から私の発言の一部削除や沖縄建設新聞の大宜味村新庁舎建設工事開札結果の備考によると予定価格、最低制限価格の表示がなく指名競争のみの情報提供は住民や関係者の不信感を募らせる。

指名停止は、公共工事の発注者が一定期間、不正又は不誠実な行為のあった有資格業者を指名しないと内部的に決定するものが、限度額を超えたうえ緊急性もない事例に対して、指名停止中の特定業者と随意契約を交わす等の行政行為で有り得ないことの連続が癒着体質を証明している。村民、議会や関係者のどのように信頼回復に努め、適正事務の遂行をするのか説明を求める。

3、地域の生活・経済基盤の確立について。

(1) 本村におけるシークワサー産業振興の現状、課題と展望の説明を求める。

(2) 本村におけるカラギ産業振興の現状、課題と展望の説明を求める。

(3) 村は、喜如嘉土地改良区波佐間原等について過去に住宅地拡張を喜如嘉区等の要望に応じて住宅建築を可能にする措置として農振農用地から除外した。なぜ、現在は宅地転用ができないとしているか説明を求める。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 1番目の（1）について、バス停の設置につきましては、バス事業者が主体と考えております。令和4年1月にも再度、大宜味村喜如嘉バス停留所の上屋設置を求める要請を行っております。

教育長の答弁は、私が答弁した後にお願いしたいと思います。

(2) につきましては、各施設の封鎖等につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のためだけではなく、施設管理運営上、防犯含め安全な管理運営を行う必要があるための措置でございますのでご理解ください。

(3) につきましては、議員からありました「調査・検討モデル事業」については、沖縄県介護保険広域連合がこれから、県に相談する予定の事業となっており、現時点では実施するかどうかも確定していません。具体的な内容についても、まだ説明を受けていませんので、事業実施が確定した際は、検討していきたいと考えています。

2つ目の（1）につきましては、エビ養殖事業に関し、令和3年12月10日付けで再開申請の不承認の通知を行い、令和4年1月6日付けで施設等の撤去及び原状回復について通知を行っております。施設等の撤去については、3月末での通知としておりますが、事業者との協議調整において期限の猶予をお願いされており、5月ごろを目途とし調整をはかっているところです。

この内容については、広報誌3月号に掲載しています。

(2) につきましてはの会計検査院については、大宜味村LED防犯灯取替工事3工区については、1・2工区同様ではなく不適切な施工は見受けられませんでした。修補については、舗装の出来栄が良好ではなかったため手直しをお願いしました。

(3) につきましては、最低制限価格の算出につきましては、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、

一般管理費それぞれに「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の掛け率を反映し策定しており、事業課から算出された額をもとに決定しております。

3番目の(1)全国的な健康志向の高まりを受け、シークワサーが持つ健康機能成分に注目が集まり、需要が増えております。

しかし、シークワサー農家の高齢化による圃場の管理不足や未収穫果実の増加や放棄化などによる生産量が低下する恐れがあります。また、最近では立ち枯れ症状があり、原因追及や対策も必要でございます。

(2)につきましては、カラキの問い合わせが年々増えており、需要があると考えております。

しかし、商品化に必要な生産量が、まだまだ追いついていない状況で、現在、優良種苗の増殖に力を入れており、農家への優良種苗の配布も行っております。

今後は、シークワサーに次ぐ、第2の特産品として定着するように取り組んでまいります。

(3)につきましては、農業振興地域の整備に関する法律では、問題ありませんが、いろいろな法律で規制がかけられている場合がありますので、各部署でご確認をお願い致します。また、その場所が農地であれば、農地法関係になりますので、農業委員会にお問い合わせください。以上で答弁を終わります。

○ 議長(平良嗣男) 教育長。

(米須邦雄教育長 登壇)

○ 教育長(米須邦雄) 吉浜議員の質問、1の(1)改善センター前バス停についてお答えします。

スクールバスは令和2年11月から改善センター内にて乗車をさせております。現在は駐在や地域の方々の協力により支障なく運行ができております。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) バス停の件は、喜如嘉区の今月の代議員会で、いつまでこのような状況を許しているのかと、やっぱりバス停は早急に造るべきだと。喜如嘉出身の議員は2人いますので、議員もハツパかけられております。それで喜如嘉区としても要望がありますが、喜如嘉だけじゃなくて、改善センターを利用する人とか、謝名城からもよく利用されておりますので、その辺をいつまでこういう状態を続けるのかということも、教育委員会でもどう考えているかということもありましたので、その件も併せて再考していただきたいと思っております。

それから2番目の改善センターとか火葬場とか、コロナ禍だけじゃなくて防犯も考えての対処だということですが、今までは自由に使えたところが使えなくなっていると。そして世界自然遺産に向けての、地域活性化に向けての案とか、エコツーリズムの全体構想などでも地域住民の生活に圧迫しないようにということなども言われています。改善センターはもともと喜如嘉の人が、浜辺のうっそうとしたこの緑地帯を木陰にして夕涼みもしておりました。また変わって広場もできているし、改善センターを公園化というふうな話もあってできたんですけども、残念ながら今は駐車場にほとんどなっております。それでもそういうスペースを使いたい人もいるけど、閉め出されている思いをしております。墓参りに行くときも車が入れない、バリケードが張られているので。そういう日常生活に支障を来している。また、結の浜については海岸沿いを散歩するためにそこまで来るのには車で移動しているが、駐車場が閉められて利用できないとか、公園も密になるという形でやっていると思っておりますけれども。一方、喜如嘉小学校跡地などは体育館でも現在もバレーボールをやったり、それからテニスをやったりもしております。

す。密にならないという形で検討して、健康づくりもこのコロナ禍でストレス発散の場も検討すべきだと思いますので、再度検討をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 議員御指摘の火葬場について御説明いたします。

今、火葬場入り口をバリケードで止めているところでございます。これにはやはり状況がございまして、波浪警報とかそういうことがあった場合に、波が上がった場合に北部全域もしくは全島からサーフィンを愛している皆さんが、サーフィンをしに来るということで以前に70台ほどの車が、その駐車場を独占して、そうなった場合になかなか海のほうに出るものですから連絡ができない。緊急火葬場を使うということはなかなかないことでありますけれども、そうなった場合に連絡が取れないという話の中で、建設環境課のほうでやむなく閉めているところであります。あと墓参りとか十六日祭とかシーミー祭、そういうときには連絡をいただければバリケードのほうを解除することもできるかと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 私のほうから施設の管理という観点と、あとコロナ対策も含めて全体的に話をさせていただきたいんですが、まず改善センターと火葬場周辺の活用があったんですけれども、先ほど建設課長のほうからもありましたサーファーの件ですね、それが大きな要因になっているものもございまして。ただ、その改善センターのバリケードというのは何年も前から、コロナ禍だけじゃなくて、社協、商工会がそこに事務所を構えていますので、10年以上前からバリケードとかチェーンで閉められているのは御存じかと思っておりますのでそれは御理解いただきたい。

ただ、このコロナ禍の中で一番目立ったのは盗水です、盗電と盗水、電気を盗まれる、水を盗まれるということが実際起こっております。警察にも連絡をして対応してもらった経緯も何件かございます。この改善センターは以前、議員から意見があったように海のほうから利用されて、橋の下を通過してステージ裏の水が使えるような状況があったかと思いますが、サーファーが使って、そこで水浴びをしているという風景を御覧になったことがありますでしょうか、そういった経緯もございまして。なのでそれは施設の管理上、誰でも水をそういうふうに使っていいかということがあると思います。それはやっぱり管理で締めないといけないと思っておりますし、改善センターは使用許可に基づいて使用されるものでありますので、火葬場の駐車場であってもですね、そういったところを御理解いただきたいと思っております。

あと結の浜公園ですけれども、その公園につきましては同様の内容の盗水、盗電がありました。あと石山展望台でもありました。それでただ、結の浜公園に関しましては公園条例に基づくものの使用もあるんですが、不特定多数の方が利用できます。その中でどのような方々がどのような利用をするかというのは管理者が毎日いるわけではございませんので、トイレの中で何かあったり、あと東屋の下で何かやったときに、もしコロナ禍の中でコロナに感染の方がいて、感染の可能性があることが行われて付着していたらということも可能性がございますので、今大宜味村は我々対策本部会議というものを毎週金曜日に行っていましたけれども、その中である程度の基準を設けまして、公園を開ける閉めるというのを毎回話しています。当初、昨年度ですね、その前ですね、緊急事態宣言に入る前は県内で30名とかのときに自粛要請した経緯がございまして。ただ、最近ではそれをはるかに、100倍近くになっているんじゃないかな。なった経緯で1,000名とかになりました。それを300名、400名まだいる中で解除するというのはなかなかできない。本当にそれが健康に与える影響というのは計り知れないものになるのではな

いかということで、現在まだ閉めさせていただいているというところがございますので、その防犯も含めてのコロナ禍の中での対策として御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 火葬場にサーファーが車を止めているというような話がありましたけれども、墓参りは十六日だけじゃないです。亡くなったときにはやっぱり、家族が亡くなったとって毎日行く人もいますよ、私も見えています。そのたびにやっている。前は自分たちが行きたいときにいつも行けました。何で駐車場は自分たちが管理するわけだから、駐車場だけやれば、やるかやらないかについてはあれだけど、道を封鎖すること自体がとんでもないということ、この件も喜如嘉の代議員会で出ていました。とんでもないと。喜如嘉の人はそこに墓がある人もいます。それを、前はいつも使えていたところを、あつちは最初は喜如嘉の人の火葬場だった。それをずっと喜如嘉の人たちはこの火葬場を村立の火葬場に場所を提供してやっているようないきさつもあるので、やっぱり火葬場までは、まだ墓がありますので、その辺は自由に往来できるように。もし、サーファーの締め出し云々であれば、駐車場がそういうふうに特定されるんだったら、それとは別に考えていただきたいと思います。

それからやっぱり村民のコロナ禍でのストレスとかいろいろあるので、その辺は村外からコロナ禍で広域的な移動については利用を控えさせてほしいということぐらいで止めて、村民がさっき言った喜如嘉のグラウンドなんかではずっとやっているわけだから、そういうふうな対応で、村民が圧迫しないような、健康づくりができるような形で考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 吉浜議員の御指摘ありますが、バリケード自体鍵を閉めているわけではなく、今設置、置いている状況です。ですから関係者という話の中で中のほうに入っていけるかなと思っておりますので、それを分かるような形で我々としては看板なり、そういうのを考えていきたいかなと思っております。とにかく以前にサーファーの皆さんが入ってきた場合に、なかなか車が出せない。そうなる今この話で言うと、車が止められなくなるような状態だったんですね。その駐車場に70台以上。そうやってきた場合にその車を違反駐車という話の中で、出したくても出せないんですね。海の沖のほうでサーフィンをしているという状態でなかなかできなかったものですからそういう措置を取っております。住民の皆さんに迷惑をかけているようであれば、先ほど話したように、来た場合に、何らかの連絡というか、こちらからのお知らせということで何かできる方法がないか、バリケード自体も鍵を閉めているわけでもなく手で動かせます。そういうことを考えると、住民の皆さんにもそこはそういうふうに見えるんだねということで何らかのお知らせをしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） この件については、各施設設置目的があると思います。この設置目的に支障を来すような利用はやはり何らかの対策をしなければいけないと思います。しかしその中で村民が不便を来しているんだったら、そのあたりの対策というのは各施設ごとに考えていかなければいけないと思います。まず設置目的を、ちゃんとその目的どおり運営できるというのが第一条件だろうと思っております。そこに支障を来すような形で開放するというのは、やはり設置目的から大きく崩れる可能性がありますので、そのあたりも含めての検討はしていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 副村長どうもありがとうございます。建設環境課長、バリケード置いているの

で、撤去できるというふうに簡単に話されているけど、あれ重いんですよ。若者、力がある人は簡単にできるけど、年取っている人がね、あれを簡単に動かさません。その辺を理解していただきたいと思います。次に入ります。

3番、村長が話された県が事業実施決まってから検討をしていくということでいい返事をいただきましたけれども、今検討中ということで私も知っているけど、なぜ私があえて言ったかと言えば、午前中の一般質問であった独り暮らしの高齢者が多くしっかりと自立して元気に暮らしている高齢者もいる一方、健康面などに不安を抱えながら独り暮らしをしている人がいると思います。高齢になって健康で安全に独り暮らしを続けるには周囲から何らかの配慮や支援が必要と思う。私も、実際それ、本当に的を射た質問だなどと思っているんですけど、実は最近、同年配の方、地域の方が急性期病院から看取りを家でやりたいと、独り暮らしの人が。それで誰が見るかと言ったら、在宅看護センター、今帰仁にある施設から派遣されてきているけど、そして訪問医療については村医が来るかなと思ったら、村医が断っているそうです。そして国頭の村医が来て看取りをしてもらっております。そうしたらこの介護センターの、今帰仁から派遣されているけど、国頭まで行ったり、ものすごく時間がかかって効率が悪いと。そして経費もかかるんだというような立場ですね、それで離島に続く三村は介護の件で、この地域資源が少ないということで大変だと。その窮状を訴えられて、どうにか大宜味村も介護のほう、そして在宅看護、在宅診療についてもやっぱり具体的にある程度やらないといけないだろうと。そして独り暮らしの人でも家で看取ってほしいという強い要望もあるそうで、見る人がいなくても、ケアマネジャーはそういうケアプランを立ててやるわけだから、私もたまたま見回りしている人が友達だから、見る人がいないからって見たら、転落して、それをベッドに戻したこともあるので、その辺をしっかりとやってもらいたいと思うので、ぜひとも手を挙げて、この事業が採択できるようにやっていただきたいと思います。いかがですか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 吉浜議員の質問にお答えします。

大変素直な質問でありがたいなと思っております。実は来月、江洲のほうにできました病院、クリニック、沖縄恵泉塾というところなんですけれども、4月に内覧会があって5月頃開業するんですけれども、そこのほうに看護ステーションというのもあって、また病院のほうも看取り事業を進めていきたいという話もあります。その辺については、今後はやはり向こうとの連携も必要なのかなと。村の診療所は先生が1人なものだから非常に厳しいところもあるものですから、その辺は調整しながら連携を図っていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 2の防犯灯の、3区は1区、2区と違うんだという話をしていたんですけど、全く一緒だと捉えているんですけど、そういうふうな説明は納得できるものではないと思っています。そして指名停止は公共工事の発注者が一定期間不正、または不誠実な行為があった有資格者を指名しないと内部的に決定するものであり公表することができる。なぜ指名期間中に随意契約をしたのか。随意契約は緊急の必要性があるかどうか。競争入札に付することができないかの規定の2つの要件を充足する必要がある。緊急の必要性とは天災地変その他非常緊急の場合に随意契約によるものである。ただ緊急性の必要性があるかどうかは長がこれらの客観的な事実に基づいて、具体的に認定するものであるが、認定した具体的な内容は何か答えてください。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

今、議員の質問の中で指名停止期間中の、安里議員からありました指名停止期間中の随契のものと、また今回の修繕の随契に至ったのとごっちゃになっているような感じでしたので、しっかりと分けるためにもそれぞれで御説明申し上げます。

まず、指名停止期間中の随契のもの含まれることにつきましては、先ほどの安里議員のほうからも質問がございました、村のほうでは選定委員会の規定に基づいて指名停止の措置を行っているところから、その規定の中には随意契約の措置制限等を設けていないことからそのように至っております。

また、もう一つのもは自治法の施行令の随契の条項のどの部分に該当するののかということだと思いますが、こちら先ほどの答弁で申し上げましたが、やはり折半することでの事業者の特定されることと、安定性が保たれていないというところからの早急に開所する必要があるというところからの随契に至っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 随意契約は一般の契約と別であるというふうに認識しているんですけど、契約には変わらないですよ。そしてお互いの財務規則にはこれ随意契約については工事または製造業の請負130万円とか財産の買入れとかいろいろあります。それで契約については、契約の締結ということで、この契約の締結の中で契約書の省略はあるけど、随意契約に関わるようなものは特別には明記されていない。それが契約金額が10万円未満の場合は見積り、その他の文書でもって契約書に変えることができるとかということになっているんですけど、契約書の省略は災害時において緊急に措置すべきときは省略されることで、契約自体そのものが随意契約と一般の契約とは何らか変わリません。今ずっと当局が答えているのは随意契約と一般の契約とは違うんだと。それでこの緊急性はあるかといったら、なんで設置してから何年もこの期間もたっているのに緊急性があるということが言えるんですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） まず最初のほうの、随契の金額のお話をされておりましたが、こちらは自治法の施行令の167条に関する部分の1号に関するところを言っていると思いますが、そこには9号までございます。そちらの中での随契に至ったということですので御理解いただきたいと思います。

また、緊急性につきましては、やはり検査の指摘自体が安定性が保たれていないという指摘ですので、そこを住民生活等の不安、しながらの生活をさせるということ等を考えると早急に補修する必要があるというところでの緊急性だと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この緊急性には施工の問題があつて、安全性を加味して緊急性があると。一旦村は設計書にないものを合格にしているんですよ。そういうのをやりながら会計検査院に指摘されて、そういう返答をすること自体が詭弁だと、そういうふうに思っていますよ。緊急性というのは天災とかそういうときに、何でその期間でちゃんと契約やろうと思えばできるんじゃないですか。あくまでもその辺は問題あると思っています。そういうことが私一般的な人はそういうふうに見ています。何でこんな使い分けの言い方するのか、もう一度答弁ください。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） まず契約につきましては、契約を行っていないというような御質問ですが、

修繕請負契約書というのはございますので、契約を怠っているところではございません。また、詭弁というようなことがございましたが、やはりそのほうはですね、予算計上時でも申し上げましたが、村のほうにも非があったということでの修繕費の計上となっております。ですからもとからいうと、検査まで終了はしているんですが、その経緯に至ったのに関しては、村のほうも非を認めて、予算措置した後の修繕等になっておりますので、そこら辺を御理解願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 契約していないとか言っていないで、私が一般の契約と随意契約は何も変わらないよと言っているんですよ。それで非があったから随意契約したと今言っているけど、それが今の一連の流れだということで私は認識します。一応、これでこの件は終わります。

それから最低制限価格ですね、3番のほう、最低制限価格を何で上げたかという説明でしたけれども、担当課から言っているけど、あくまでも1業者しか適用しないということはいろいろ問題があると思います。それも私は全てが一連で展開されているのかなというふうに捉えているんですけどいかがですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

議員御質問の質問要旨のほうに87.4%を採用していればというような表現がございますが、村長からも答弁ありましたように、基準の、モデルのほうの率をそれぞれの共通経費から一般管理費までの率に掛けて行っているところであって、村長の裁量というところもあります。そこら辺はやはり担当が前に副村長からの答弁もありましたが、担当が検査を受けた場合に、しっかりと予定価格なり、最低制限価格を検査院に説明できるようにその裁量の枠を使わず、しっかりと基準のモデルの率を採用した結果がこのことになっておりますので御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今回の予定価格の設定についてはシステムどうのこうの言っているけど、これは人間が操作することで疑問は払拭されません。それで最低価格、入札したときに、落札したときに速やかに公表するとなっているが、公表複数設定した価格を公表したのか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

公表につきましては、大宜味村工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表に関する要領に基づいて公表を行っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 二通りの結果を公表したのかということで、現場で。

（発言する者あり）

○ 8番（吉浜 覚） 設定した複数制度の、採用されたものだけ公表したのか、あと残りの2つもやったのか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

現在、複数方式になってですね、1,000万円以上の工事のところでは業者の協力の下、この入札の場において複数方式を採用してやっておりますが、やはり三通りの中の1つを決める業者をまずくじ引きで決めます。その当選された業者に一、二、三のくじから引いていただいて、その当選した番号を確認し

ていただいて、もちろんその当選した番号の価格もその場で申し上げておりますし、残りのほうについても公表しております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長は、県警の事情聴取を受けたのか、また官製談合疑惑について県警に出向いて確認すると言っていたが確認したのか。村民から利権業者は辞めさせようという声があり、行政不信は村職員や村民の士気の低下につながっているのではないか。どのように村職員、村民の関係者に対して信頼回復に努めるのか。予算の折半、随意契約、最低制限価格率のアップに全ての運用について適格者が位置しているのはどういうふうな対応なのか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） その件については、しきりに県警が談合しているみたいな言い分をしているんですけど、ずっと。本当に県警がそういうふう確定しているのか。していたら私に事情聴取があるはずですよ。それは全くありません。私も今のところ、やはり事業をしている皆さんにも迷惑をかける可能性もあります。何も無いのに県警に呼ばれて事情聴取されるということ自体が、業者にとって大きなマイナスじゃないかなと思っていて、今のところはまだ県警に行ったりどうのこうのしていません。しかし、関係機関にはその話は一応しております、県警の関係機関にはですね。そういう面で非常におかしいなというふうな感じで話を聞いておりますので、ぜひこの辺についてはですね、議員がおっしゃっている本当に県警がそういうふう裏づけたのかどうかというのは非常に大きな問題になると私は思っておりますので、その辺しっかりと自信を持って言っていると思うので、その辺ですね、やっぱり本人の発言した責任は大きいということを確認していただきたいと思います。

（「まだ答えていない。警察に出向くと言っていたけど出向いていないということとで聞いている。本人が、村長が前に出向いて確認すると言ったから聞いたんですよ。それとどのように信頼回復に努めるかということについて」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 私は信頼を失っているとは思っておりません。あなた一人が信頼を失っているというふうな感覚じゃないかなと思っておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎選挙第1号の選挙

○ 議長（平良嗣男） 日程第2 選挙第1号 大宜味村選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。
8番、吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 退場。

（8番 吉浜 覚議員 午後3時01分退場）

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には宮城光明氏、神里富松氏、知念 章氏、親川富成氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました宮城光明氏、神里富松氏、知念 章氏、親川富成氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に補充員に大城信弘氏、屋我浩美氏、前田福也氏、金城 淳氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大城信弘氏、屋我浩美氏、前田福也氏、金城 淳氏、以上の方が補充員に当選されました。

次に補充員の順序について、お諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午後 3時04分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時05分)

(8番 吉浜 覚議員 午後3時05分入場)

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第3 全員発議により提出されました決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

(8番 吉浜 覚議員 登壇)

○ 8番(吉浜 覚) 決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月16日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 吉浜 覚 宮城 貢 大城佐一 仲井間宗利 友寄景善 宮城良治 大城邦彦 大山美佐子
賛成者 安里重和

提案理由 ロシアに対し、ウクライナへの侵攻、軍事行動を直ちに中止するよう求めるとともに、政府に対し、残留日本人の安全確保に全力を尽くし、国際社会と連携し、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、ロシア軍の即時撤退を強く要請するため。

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議

去る2月24日にロシア連邦はウクライナへ軍事侵攻を開始した。市街地でも軍事作戦を展開し、多数の民間人にも犠牲が出るなど各国から非難が相次いでいる。

沖縄県は、県民を巻き込んだ地上戦を経た経緯から、我が国をはじめ、世界に向けて恒久平和を希求し発信してきた。戦後77年を経た現在においても、凄惨な戦争を体験した県民の心は癒えず、戦没者の遺骨収集、不発弾処理、軍事基地の返還と跡地利用など戦争に起因する問題を抱え今日に至っている。

そのような中、世界では今なお紛争や戦争が絶えず過ちを繰り返し続けており、今回のロシア連邦によるウクライナ侵攻は許し難い蛮行で、強い憤りを覚えるものである。

また、国連常任理事国であるロシア連邦による国際法違反及び国連憲章に反する軍事行動は、国際社会の秩序を乱す脅威として強く非難するとともに、このような自国主義を推し進める軍事行動が紛争問題を抱える国々の前例となり、自国主義を追求した武力行使が世界に波及することを強く憂慮するものである。特に国境に隣接する離島を抱え、広大な領海を有する本県が、不測の事態に巻き込まれることを強く懸念するところである。

よって、本村議会は、さきの大戦がもたらした先人の苦難と教訓をもとに、我が国と世界の平和と発展に資するために、東アジアの平和創造拠点づくりに努めることを宣言し、ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻により、ウクライナの主権及び国民の命が脅かされている事態を憂慮し、強く抗議すると同時に、国際法にのっとり、国際社会の結束と協調で平和的な手段による早期解決を求めるとともに、ロシア連邦が一刻も早く国連憲章に立ち返り、早期停戦し、ウクライナからロシア軍を撤退させ、世界平和を担う常任理事国としての義務を果たすことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月16日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、ロシア連邦大統領、駐日ロシア連邦大使

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって決議案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議を採決します。

決議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○ 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午後 3時11分)

令和4年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和4年3月17日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和4年3月17日 午後1時30分)

散 会 (令和4年3月17日 午後2時37分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	同意 第1号	教育委員会委員の任命について	質疑 付託省略
2	議案 第2号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
3	議案 第3号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
4	議案 第4号	大宜味村文化財保護条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
5	議案 第5号	大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
6	議案 第6号	大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について	質疑 委員会付託
7	議案 第7号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	質疑 委員会付託
8	議案 第8号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	質疑 委員会付託
9	議案 第9号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	質疑 委員会付託
10	議案 第10号	令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	質疑 付託省略
11	議案 第11号	令和4年度大宜味村一般会計予算	質疑 委員会付託
12	議案 第12号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質疑 委員会付託
13	議案 第13号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託
14	議案 第14号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託
15	議案 第15号	令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	質疑 委員会付託
16	議案 第16号	令和4年度大宜味村工業用水道事業会計予算	質疑 委員会付託
17	議案 第17号	大宜味村議会基本条例	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。
本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって同意第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。
これから同意第1号 教育委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから同意第1号 教育委員会委員の任命についてを採決します。
本件は、同意することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって同意第1号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
-

◎議案第2号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第2号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第2号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第3号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第3号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第3号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第4号の質疑、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第4 議案第4号 大宜味村文化財保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第4号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第5号の質疑、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第5 議案第5号 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第5号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第6号の質疑、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第6号 大宜味村過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第6号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第7号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第7 議案第7号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第7号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第8号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第8号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第8号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第9号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第9 議案第9号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第9号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第10号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(平良嗣男) 日程第10 議案第10号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第10号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第10号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第10号は、可決されました。

◎議案第11号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第11号 令和4年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 令和4年度の一般会計予算について質疑したいと思います。

令和4年度はまれに見る50億円超えという予算規模ではありますが、その中で何点か質疑したいと思います。

まず総務課に、この予算書の191ページ、職員手当というのがあるんですが、私もこれは前回、手当について一般質問をしたんですが、管理職手当については、これは全県を見ても大宜味村だけ1万円ということであったわけですが、ぜひこれは課長の手当としてプラスしてもいいんじゃないかと言ったんですが、今予算を見てみると例年どおり1万円となっているんですが、その辺のいきさつについて説明を聞きたいと思います。

あと次は住民福祉課、これは説明資料の39ページ、そこにある3款1項4目の障害者用自動車改造費助成金、これは費目存置と出ているんですが、今後こういった対象者が出た場合には補正をして計上するのか、その辺を聞きたいと思います。

あと住民福祉課でもう1点、3款2項1目、沖縄子供の貧困緊急対策事業ということで相当な予算が組まれているわけですが、昨日の一般質問でも言ったんですが、これは貧困から来る、最近よく新聞で話題になっているヤングケアラーということはこの貧困から来るものがよくあるということでありますので、それは教育委員会に言ったほうがいいのかちょっと分かりませんので、この貧困とヤングケアラーに対しての考え方を聞かせてもらいたいと思います。

住民福祉課あと1点、説明資料の56ページ、4款1項9目、子ども医療費助成というのがあるんですが、これは高校卒業まで、大変ありがたいと思っているんですが、これは子ども医療費助成条例とある

ので、これは例えば、今回法改正して18歳から成人になりますよね。成人になりますので、高校3年生といっても4月2日に18歳になる方もいます。翌年3月31日になる方もいます。こういった場合、このこども医療費助成ということの捉え方は、18歳からは成人になるわけだから、その辺の捉え方の見解をお願いしたいと思います。

3番目に、教育委員会給食費についてお伺いしたいと思います。村長も所信表明で給食費は一部の助成を行うということですが、説明資料の105ページですか、10款6項2目のまかない材料費を見ると、政策支援分というのが81万6,200円あるんですが、これは明らかな、村長が施政方針で言った助成の一部のものなのか。それと今後、国頭も二、三日前の新聞を見ると、給食費を無料化すると新聞に出ております。大宜味村としてもそういう考えはないのか、その辺をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 最初の管理職手当の件について回答して、あとは各課の課長のほうから説明させたいと思います。

議員がおっしゃったとおり、1万円というのは沖縄本島では一番低い金額となっております。本島内でも1万円台というのは、大宜味村の1万円と中城村の1万2,000円、ほかは2万円を超していると思っております。そういう意味でも課長たちの頑張り、そういうものに報いるためにも今後は財政とも相談しながら検討していきたいと思っております。以前は率であるとかそういうことであったんですが、率から3万円、2万円、1万円とどんどん管理職の手当が下がってきております。その当時は大宜味村の財政が本当に当初予算を組むことが非常に厳しくて旅費であるとか、あるいはこの管理職手当とかそういうのを削って、旅費でも日当とかを削ってきた経緯があります。そういう意味でも、今の時代頑張っている課長等にも報いるためにも検討はしていきたいと考えております。

あとは各課長のほうから答弁させたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） ではお答えいたします。

先ほど副村長のほうからございましたが、大城議員のほうから12月定例会において管理職手当のものと時間外手当のものにつきまして御質問いただきまして、その際、北部の市町村の状況を確認いたしました。やはり大宜味村が一番低く、次に低いところでも2万円と倍額の管理職手当がされていることが分かりました。当初予算のヒアリングの中で財政側と話をしたんですが、結果として今回上げきれなかったというところになっております。しかしながら、管理職においては一般職に比べて昇級の面でも抑制を受けているところがありますので、必要性としては感じております。またこの仕事に対する士気等の面でも必要と考えておりますので、今後とも継続して検討してまいりたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 質疑のあった3点についてお答えいたします。

まず障害者用自動車改造費用助成、こちらについてはこれまでも実績がほとんどなくて、現状費目存置で置いてはありますが、今後もしそういった対象が出た場合には、議員御指摘のとおり補正予算で対応していきたいと考えております。

それから2つ目の貧困対策事業、ヤングケアラー問題についてですが、こちらのほうは予算とは直接的な関わり合いはないんですが、村としても貧困対策支援員を置いて学校、各関係機関連携して相談等も行っておりますが、要対協、要保護児童対策地域協議会というものもありますので、そちらの中で

すね、こういうケースが出てきた場合には各機関連携してどのように対応していくかというのを考えていくということで取り組んでおります。

3つ目のこども医療費助成の18歳、民法改正に伴う影響ということですが、すみません、こちらのほうはここまで影響があるかどうかというのを確認しておらず、今後、影響がある場合には必要な対応をとっていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） 議員の質疑にお答えします。

先ほどヤングケアラーの話がありましたけれども、実態掌握を、やはり重要な問題ですので、今後とも児童生徒に対してそういう調査は行っていきたいと思います。

給食費に関してですが、村長の所信表明の中で児童生徒に対する給食費の一部助成を行いますというところは、その政策支援分のところに書いています81万6,200円は補助という形をお願いをしてやっております。しかしながら、現況から言うと給食費がまかなえない状態、原材料費の高騰とか、昨今問題になっている紛争等、戦争等でガソリン等の高騰によって給食費が今逼迫している状況であります。今年も非常に厳しい状況が続くんじゃないかなと思います。やはり地産地消という意味でこちらの、大宜味村内で作ったものを子供たちに、新鮮な食材を提供していきたい。あるいは国内のものを提供していきたいと思うんですけども、今給食センターと調整しているんですが、かなり逼迫している状況なので、今後はまた給食費に関しても考えていかなきゃいけないかなと思います。

議員のおっしゃった給食費の無償化ですけども、今現在、無償化については考えておりません。ただ、今後議論を重ねることは必要かなと思います。ただ、学校給食運営委員会の中でこの給食費無償化に関してはいろいろと議論されていますけれども、学校給食運営委員会の中では、やはり自分たちの子供が食べる給食は保護者の皆さん方に支出していただきたいという部分の意見が多数あります。しかしながら、今の経済状況とか貧困問題等も含めて、総合的に議論していかなきゃいけないと思いますので、今後とも学校給食費に関してはいろんなところで議論を重ねていきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 管理職手当については副村長、総務課長からありましたが、私はこれをぜひ検討してもらいたいと思っておりますので、これは大宜味村の給与に関する条例第9条、管理職手当は管理又は監督の地位にある職員の職のうち、短期で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて規則で定める基準に従い支給する。第2項に管理職手当の月額、職員の受ける給与月額の100分の10を超えない範囲内で支給するというので、ちゃんと条例でもうたわれているわけですから、これからすると、大体管理職ですから、ざっと30万円以上あると思うんですね、給付額ね。それで計算した場合には3万円なんです。月額30万円で計算したら3万円は与えてもいいわけなんです。それを今1万円という額でやっているわけですけども、これはいろいろお話があったとおり機構改革等で財政等の問題も出て、だんだんと率が下がってきたという話もあったんですが、やっぱりこういったものはきちんと出して、削るべきところはちゃんと削って、ちゃんとその辺の調整はやってもらって、ぜひその辺は頑張っているあれもあるし、ぜひ2万円の、3万円以下ですからね、これは皆さんで決定してもらえればいいと思うので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

あと、子供の貧困問題に関しても、ヤングケアラーは教育委員会のほうでいいのかな、話、振ってもいいですか。このこども医療費助成を見ると、条例を見ると、条例では第2条の第1項、子供が18歳に

達した日以降の最初の3月31日までのものを言うと、もう大体高校3年生なんですよ。これはもう当たり前に高校3年生と分かるんだが、別に私は4月に18歳になったから当たるよという意味じゃないですよ、誤解しないでください。この言葉のあやというのを、子供なのか、成人なのか、そこは高校生。また高校生と決めつけたら、高校へ行っていない18歳もいますよね。その辺ちょっと不平が出ますので、これはいつしか私はこの文言を条例の改正で変えて、この18歳まではできるような方向で持っていけたらと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、給食費に関して、無料化は全然頭がないということだったんですが、ぜひですね、これは3月12日の新聞で国頭村が給食費無償化へ、来年度小中、こども園ということで皆さんも目を通したと思うんですが、そこに現行の月額、給食費が小学校1,750円、中学校2,100円とあるわけです。これは私、大宜味村は3,600円ですか小学校、中学校は4,200円、なぜこんな差があるのかということで問合せをしたら、令和3年度は国頭はコロナ禍の問題で50%削減したということでありました。そういった方面でも、貧困の問題、コロナの問題で二重、三重の貧困問題が出てくるので、その辺はもう少し助成すべきところはきちんとやったほうがどうかと思ひしております。これは国頭村としては年間、この無料化で600万円を推定するというふうに、これは一般財源から捻出すると。この魂胆は県が医療助成制度の対象年齢を拡大することに伴い、十分な財源が確保できたということでありますので、それはその辺はちょっと確認できなかったんですが、大宜味村は18歳までですが、国頭村は何歳までやったのか、それを中学校は18歳まで拡大という意味なのか、その辺はちょっと、この予算の差なのか。その辺も村長、この給食費に関しては無料化に向けて、ぜひこれからも皆さんで頑張ってもらいたいと思ひますが、ひとつひとつ今の質疑に答弁がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） では、一言ということですので、管理職手当につきましては、議員からございました条例につきましては、現在、運用としては定額ということではやっておりますが、条例上はそのまま100分の10ということで、率は副村長のほうからもありましたが、全県的に以前、率のほうから定額に変わってきているということは全市町村を見ても流れだと思ひます。でするのでその率ではなくて、定額というのを維持しつつ、先ほど申しましたように、この管理職手当につきましては今後とも計画をして検討してまいりたいと思ひます。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） こども医療費助成につきましては、先ほど議員からも御提案がありましたように、18歳からの成人の民法改正による影響がないかどうかというのは十分確認しながら、また18歳という表現もこのままでいいのかということも含めて、また精査していきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 給食費の件については私のほうから、確かに国頭村については一部ふるさと納税を活用すると、財源的なものがありましたけれども、やはり大宜味村もふるさと納税が多くの方から寄附がございますが、ふるさと納税というのは恒久的に入ってくる財源ではないので、その辺も確立できない財源を使ってやるというのはちょっと不透明な部分がありますので、そういう懸念材料も結構あることから、やはりこの給食費無料化についてはすぐやるということは判断できないだろうということで、一応教育委員会との話はなっておりますが、ただ、コロナ交付金については、令和4年度も交付されるという見込みがあります。その辺でコロナ交付金を活用して、コロナ禍の中で世帯を助成す

るという意味で一部補助というのも検討できるのではないかとこのように考えていますので、その辺も今後検討しながら予算化できるようにやっていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 総務課長からもいろいろ率の問題じゃなくて、定額ということがあったんですが、じゃあ定額であればこの条例を改正しなければできないんじゃないですか。これは100分の10、これは率でやられているものですから、その辺はまた検討してもらいたいと思います。

住民福祉課は子育て世帯の23%が貧困世帯というふうに新聞に大きく載っていたんですが、そこから生まれてくるヤングケアラーというのが大変多く見受けられるという感じでありますので、その辺は沖縄県で1,088名でした？ 1,083名でした？ その辺はいっぱいということなので、二重に、これは教育委員会も一緒と思うんですが、大宜味村の小学校にも調査が入っているか、その辺答弁されたらいいかなと思っていますので、よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） お答えします。

今、ヤングケアラーの件だと思うんですけど、先ほども申し上げたとおり、今調査に入っているかどうかということも含めて確認して、やはり重要な問題ですので、もしいた場合とかそういう場合には早急に対応してまいりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 予算書の94ページ、4款1項5目、トータル的に説明していただきたいと思えます。診療所費が今年度1,632万7,000円計上されております。去る補正予算と昨日の一般質問でも少ししたんですけれども、トータル的に1,632万7,000円になっているんですけれども、管理委託料の396万円はどこに委託しているか、再度確認したいと思えます。

それとあと備品購入について、説明資料を見ると、説明資料は54ページですね、X線骨密度測定装置等の備品だということで、まずその管理委託はどこにやっているか、その備品等についてまず説明を求めたいと思いますのでよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

まず管理委託料についてですが、こちらは今現在お願いしています金城先生のほうに直接管理委託料として支払いするものでございます。

それから備品購入費、こちらはX線骨密度測定装置等の購入費ということで1,000万円計上させてもっております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） このX線骨密度測定装置については村立診療所として、診療としてぜひ必要なものかはどこ確認してやったのか、その辺の説明をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

基本的に診療所の備品購入に関しましては金城先生、直接ドクターのほうと中身を確認して更新とか備品購入を行っておりますので、調整済みのものとなっております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 臨時議会でLEDの内視鏡の予算計上をされたときに金城先生と直接委託しているんだということが分かったんですが、私は今、北部の基幹病院に、県立病院と医師会病院が1つになって基幹病院を進めていくということもあるので、それぞれの市町村にある診療所はこの基幹病院の附属診療所として位置づけられていくわけだから、当然そこを調整すべきじゃないかというような話をしたんですけど、実際、前回臨時議会でこの内視鏡ですね、パンフレットをもらったんですけども、パンフレットの中で説明しきれていないものがあったものですから、私メーカーに問合せしました。入れたのは私たちがもらった6000システムじゃなくて7000システムだと。それで大宜味村に入れたのはこの内視鏡、口から入れるものだけど、そうしたら私も内視鏡を入れたことがあるけど、医者に言われるのはどっちがいいかなとって、患者は疑問に思うわけだから、口から入れたほうが鼻から。患者のリスクが低いのは、負担がそんなに伴わないのは鼻からだ。口は大きいから口のほうがいいかなと思うんだけど、先生が勧めるとおり鼻からしたんだけど、口からだということで、そうしたらこのシステム自体が鼻、口できて、腸もできるんだそうです。そうしたら見積り幾らですかということを知ったら、この鼻のものが2,285万円、別枠、このものだけね。そして大腸のものが346万円という話があって、それを単独でやらなくて本当に補助事業でやるんだとしたら必要だと思うんですけど、過去に村立の病院で医者が変わって使えなかったとか使えたとかあるので、私は臨時議会のときに、やはり近い将来附属病院になるんだからきちんとあそこを調整して備品はそろえるべきじゃないかというような話をしたんですけど、この件は別にやっていないわけですね。医師会とは——医師会とじゃない、この基幹病院取り扱うところと云々では。事務局とは。

○ 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長(佐久川紀亮) 令和4年度の予算の話とちょっと別になってきているのかなと思いますが、お答えできる部分はお答えしたいと思います。

まず基幹病院に移行するに当たって相談すべきじゃないかということですが、まだ相談する相手というも現在ない状況ですし、この補助金申請というのは覚議員も御存じだと思うんですが、2年前からこの補助金の申請というものは行っております。去年から既に県との調整もしながら進めてきているのでありますので、今年度、令和4年度については事業はもちろん事前に調整済みというところもありまして進めてはいくんですが、今後については議員御指摘のとおり更新時期、令和10年度の基幹病院、附属病院へ移行するに当たってのどういった調整というんですかね、機器の更新を考えていくのかというのは調整しながらやっていく必要があるのかなとは考えております。

○ 議長(平良嗣男) 吉浜 覚議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡潔にお願いします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 前回言って、また備品購入が出てきたものだから私聞きました。それで今現在は村立診療所ですので、昨日の一般質問でやって、訪問診療を断られたというふうな話があるものから、村として、前の医者のときも訪問診療をしなかったとかいろいろあって、今回の医者はやってくれるだろうという期待もあったんですけども、やっぱり急性期病院から帰ってきたときはきちんと見るべき体質をつくるべきじゃないかと。それは医者任せにするんじゃないかと、村立診療所ですから、村が開設しておりますので、今診療所がどういう状態かといったら、建物を建てて駐車場を設置した状況が患者さんも想定されていたと思うんですよ。それで駐車場のブロック、停車の止めるものを除去して空き地まで駐車場にして、もう混雑。そうしたら国頭からも送迎しています。そういうことでゆとりが

持てないのかなど。その辺、村立診療所ですので、適正な患者さん、要するに村立診療所ですので、村民が行き渡るような形の運営をきちんとやっていただきたいと思います。答弁よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

駐車場の件につきましては、昨年度からですかね、コロナが大分はやってきておまして、その中で抗原検査、またはPCR検査等検査する方が多くなってきたものと、また予防接種のほうも診療所には協力いただいってもらってきております。そういった中で通常の診療も行いながらやってきているというところで混雑してきている状況はあるのかなどは思います。また村外の方、国頭村の方を受け入れているのはどうかということですが、以前からお話はあると思いますけれども、医療上、村外だから断るといふ、そういったところはできないというところもありますので、優先とかそういうところはなかなか難しいところではあると思いますが、受け入れる中で実際は来ていただいた患者さんがどこだろうと受けていただけるような環境は必要なのかなどと思っております。送迎についてということですが、送迎については村外も実際やられているというふうにお話は聞いておりますが、こちらも別に、送迎に関して村からお金を出しているとかそういうことはございませんので、委託している医療機関が自身の予算というか、そういう形でやっておりますので、村としてそこまで言えるものではないのかなどは思っております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第11号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第12号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第12号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第12号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第13号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第13号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第14号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第14号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第15号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること

にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第15号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第16 議案第16号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第16号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第17 議案第17号 大宜味村議会基本条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。議会基本条例調査特別委員会委員長。

(大城邦彦議会基本条例調査特別委員会委員長 登壇)

○ 議会基本条例調査特別委員会委員長(大城邦彦) 資料を読み上げて提案したいと思います。

条例案、提案理由及び大宜味村議会基本条例(案)の策定までの経過についての資料をお手元に配付してありますので、御参照を願います。

議案第17号 大宜味村議会基本条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月17日

大宜味村議会議長 平良嗣男殿

提出者 議会基本条例調査特別委員会委員長 大城邦彦

提案理由 村民に身近な議会として、議会の基本理念、議員の責務、活動原則等を定め、地方自治の本旨に基づく村民の負託に的確に応え、もって村民の福祉の向上及び豊かな村づくりの実現と、村政の発展に寄与することを目的とし、この案を提出する。

本条例を制定するにあたりまして、これまでの経過についてご報告します。

令和2年3月19日、議会基本条例調査特別委員会に関する決議を行い、令和2年6月17日に第1回の委員会を開催し、令和2年8月14日の第2回には、沖縄県町村議会議長会の金城次長を招いて勉強会を行いました。令和2年11月5日の第4回には、沖縄県町村議会で、初の条例を制定した、読谷村議会に出向いて、条例の意見交換会を行って参りました。令和3年10月29日には、執行部からの条例（案）に対して貴重なご意見をいただき、最終的には令和3年12月17日までの約2年間、10回の委員会で議論してまいりました。令和3年12月17日の委員会において、大宜味村議会基本条例（案）について裁決した結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第17号 大宜味村議会基本条例につきまして、主な内容を説明させていただきます。

大宜味村議会基本条例は、第1章総則から第8章最高規範性及び見直しの手続きからの構成からとなっております。

前文をこれから読み上げて行きます。

大宜味村は明治41年（1908年）4月1日、「沖縄県及び島嶼町村制」の施行により「大宜味村」となる。

本村議会は、昭和23年（1948年）3月8日に第1回大宜味村議会が開会された。先人たちの苦難の中から創造した大宜味村は伝統と村民の村を愛する誇りに支えられて、「長寿の里」「芭蕉布の里」「シークワサーの里」「ぶながやの里」として、自然豊かな環境に恵まれた村である。

大宜味村議会は村長と同様に村民から直接選挙で選ばれた村民を代表する機関である。この2つの代表機関は、共に村民の負託に応える活動をし、議会は多数による合議制の機関として、また村長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、村民の意思を村政に的確に反映させるために切磋琢磨し合って、大宜味村としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が村民の代表機関として、地域における民主主義の発展と村民福祉の向上のために果たす役割は、ますます重要になっている。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会がその持てる機能を十分に駆使して、自由闊達な討議を通して、政策の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く村民に明らかにする責務を有している。

議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定を遵守するとともに、積極的な情報の公開、政策活動への多様な村民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、村長その他の執行機関との持続的な緊張の保持、議員の資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例の規定を遵守し、実践することにより、村民に信頼される、議会を築こうとするものである。

このような議会の責務を果たすとともに、議会の在り方を実現するために本条例を制定する内容となっております。

第1章 総則は、(目的)第1条で、この条例は、村民に身近な議会として、議会の基本理念、議員の責務、活動原則等を定め、地方自治の本旨に基づく村民の負託に的確に応え、もって村民の福祉の向上及び豊かな村づくりの実現と、村政の発展に寄与することを目的としております。

第2章 議会と議員の活動原則は、第2条から第3条までであり、第2条は、議会は、民主主義を基本とする村民の代表機関であることを常に自覚し、公正性・透明性・信頼性を重視し、村民参加を推進し、村民に開かれた議会を目指して活動することと定めており、第3章 村民と議会の関係は、第4条に議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底することともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

第4章 村長等と議会及び議員の関係は、第5条から第8条まで構成されており、第5条には質疑応答は、大宜味村議会会議規則第55条の規定に基づく内容を準用しております。第2項では、一般質問は事前通告し、村長等は答弁書を提出するものとする。と定めております。

第5章 自由討議の拡大は、第9条に議長は、議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

第6章 議会・議会事務局の体制整備は、第10条から第13条までであり、主に委員会等の適切な運営、議会事務局の体制整備、議員研修の充実強化、議会広報の充実を定めており、第7章 議員の身分・待遇、政治倫理は、第14条から第15条までであり、議員定数及び議員報酬、議員の政治倫理を定め、第8章 最高規範性及び見直しの手続きは、第16条から第19条までであり、見直しの手続き第18条では、議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。と定めております。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行する内容となっております。

各議員のご理解をして頂き、ご賛同を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第17号 大宜味村議会基本条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第17号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第17号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 大宜味村議会基本条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上をもって議会基本条例調査特別委員会を終了します。

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午後 2時32分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時36分)

◎諸般の報告

○ 議長(平良嗣男) これから諸般の報告をします。

休憩中の予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に大城邦彦議員、副委員長に宮城 貢議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 2時37分)

令和4年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和4年3月18日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和4年3月18日 午前11時00分)

散 会 (令和4年3月18日 午前11時07分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第7号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第8号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第9号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午前11時00分）

◎議案第7号～議案第9号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第7号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）、日程第2 議案第8号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び日程第3 議案第9号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の3件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 2 9 号
令和4年3月18日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

予算審査特別委員会
委員長 大 城 邦 彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第7号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	原案可決 全会一致
議案第8号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第9号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致

（大城邦彦予算審査特別委員会委員長 登壇）

- 予算審査特別委員会委員長（大城邦彦） ただいま議題となりました議案第7号から議案第9号までの3件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、本日午前10時からの審査予定を5分繰り上げて午前9時55分から審査を行いました。

議案第7号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）の主な内容は、普通交付税及び寄附金

の実績に伴う補正で、28,644千円の増額補正であります。1件の債務負担行為補正（新庁舎整備事業）、12件の事業等の繰越明許費の追加と1件の変更、4件の事業等の地方債限度額の補正となっております。

議案第8号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

及び

議案第9号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）1件の事業等の繰越明許費、1件の簡易水道事業の地方債限度額の補正、となっております。2件については実績等による減額補正であります。

議案第7号から議案第9号の3件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第7号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第8号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第8号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第9号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前11時07分）

令和4年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 令和4年3月24日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和4年3月24日 午前10時00分)

閉 会 (令和4年3月24日 午前10時28分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第5号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案第2号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第3号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第4号	大宜味村文化財保護条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案第5号	大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案第6号	大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について	委員長報告 質疑～表決
6	議案第11号	令和4年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑～表決
7	議案第12号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
8	議案第13号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
9	議案第14号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
10	議案第15号	令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
11	議案第16号	令和4年度大宜味村工業用水道事業会計予算	委員長報告 質疑～表決
12		議員派遣の件	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議案第2号～議案第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第2号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、日程第2 議案第3号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第3 議案第4号 大宜味村文化財保護条例の一部を改正する条例、日程第4 議案第5号 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例及び日程第5 議案第6号 大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更についての5件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 3 1 号

令和4年3月24日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 安 里 重 和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第2号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第3号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第4号	大宜味村文化財保護条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第5号	大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第6号	大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について	原案可決 全会一致

(安里重和総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました議案第2号から議案第6号までの5件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、住民福祉課長、教育課長及び企画観光課長兼プロジェクト推進室長の出席を求め、3月22日午後1時30分から審査をいたしました。

はじめに、議案第2号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い条例の一部を改正する必要があるためであります。

主な内容は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する処置として「妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周辺及び取得意向確認のための処置」及び「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する処置」について追加する内容となっております。

附則としてこの条例は、令和4年4月1日から施行とすることとなっております。

次に議案第3号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

主な内容は、地方税法等の一部改正に伴い、未就学児の被保険者均等割の減額に係る規定の整備を行うため、所要の改正となっております。

附則としてこの条例は公布の日から施行する。ただし第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。また、改正後の大宜味村国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保健税については、なお従前の例による。

次に議案第4号 大宜味村文化財保護条例の一部を改正する条例について説明いたします。

文化財保護法との整合性を図るため、大宜味村文化財保護条例の一部を改正する必要があるためであります。

主な内容は、村指定の文化財について、所有者が判明しない場合、又は所有者による管理が困難な場合において、教育委員会が「管理団体の指定」を行い、文化財の適切な保存管理を行えるようにしております。

附則としてこの条例は、公布の日から施行とすることとなっております。

次に議案第5号 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和3年7月、本村含む沖縄島北部が世界自然遺産地域として登録されたことに伴い、その豊かな自然環境について、保全及び活用施策の財源確保に寄与できるよう本村を応援していただける仕組みにする必要があるためであります。

改正内容は、第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）大宜味村の豊かな自然環境及び世界自然遺産の保全と活用に関する事業

附則としてこの条例は、公布の日から施行とすることとなっております。

次に議案第6号 大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について説明いたします。

大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）について、変更手続きの対象となる事

業の追加及び計画本文の修正を行うにあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により変更となっております。

主な変更内容は、6 生活環境の整備の区分において、ごみ処理施設更新事業の追加が必要なため、本文中の文言及び事業計画記載内容の追加修正となっております。9 教育の振興の区分において、村立学校給食センター設備導入事業の追加修正が必要なため、本文中の文言及び事業計画記載内容の追加となっております。

議案第 2 号から議案第 6 号の 5 件について、いずれも質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第 2 号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第 2 号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 2 号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第 2 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第 3 号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第 3 号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 3 号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第 3 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第 4 号 大宜味村文化財保護条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第4号 大宜味村文化財保護条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第4号については、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第5号 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第5号 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第5号については、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第6号 大宜味村過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第6号 大宜味村過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)の変更についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第6号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第11号～議案第16号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（平良嗣男） 日程第6 議案第11号 令和4年度大宜味村一般会計予算、日程第7 議案第12号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第8 議案第13号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算、日程第9 議案第14号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算、日程第10 議案第15号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算及び日程第11 議案第16号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計予算の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第55号

令和3年3月19日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

予算審査特別委員会

委員長 大城 邦彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第11号	令和4年度大宜味村一般会計予算	原案可決 全会一致
議案第12号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第13号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第14号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第15号	令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第16号	令和4年度大宜味村工業用水道事業会計予算	原案可決 全会一致

（大城邦彦予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（大城邦彦） ただいま議題となりました議案第11号から議案第16号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を、一括して報告いたします。

本委員会は、村長、教育長、副村長及び関係課長等の出席を求め、22日及び23日の2日間にわたって

審査を行いました。

議案第11号 令和4年度大宜味村一般会計予算は、総額50億9,095万9千円で、主に、新庁舎建設整備事業及び災害に強い栽培施設の整備事業によるもので、対前年度8億2,470万6千円増額の19.3%の増となっております。増額の主な要因としまして、新庁舎建設事業及び災害に強い栽培施設の整備事業によるものです。

議案第12号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、総額4億7,206万7千円で、対前年度比2.5%の増となっております。

議案第13号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、総額1億5,026万1千円で、対前年度比25.8%の増となっております。

議案第14号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、総額3,625万7千円で、対前年度比13.0%の減となっております。

議案第15号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、総額3,725万円で、対前年度比2.1%の減となっております。

議案第16号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計予算は、収益的収入497万3千円、収益的支出354万4千円となっており、前年度並であります。収入と支出の差額、142万9千円は長期前受金戻入の額となっております。

なお、工業用水道事業会計予算を除く、5会計の予算総額は、57億8,679万4千円で、対前年度8億6,094万3千円増額の17.4%の増となっております。

議案第11号から議案第16号の6件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第12号 令和4年度大宜味村一般会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 委員会ではきちんと話ができなかったんですけど、委員会が始まる時に補助団体の決算資料を求めたんですけど、残念ながら参考資料の一覧表、これは予算書にあるものですが、その後、昨日ですか、聞いたら議会事務局に決算資料を届けていると。見せてもらったら、やっぱり事前にもらわなければ分からない件があって、それが事前に、過去には予算書、議案説明書と一緒に提出されていたものが、それが中身を見ることなく審議がきちんとできなかったことをとても残念に思っております。

今後、この補助団体の決算資料を含めてですね、議案書と一緒に事前に提出できるように検討していただきたいと思います。一応、その辺の答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 予算審査特別委員会委員長。

（大城邦彦予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（大城邦彦） 至らないところもありましたが、うまく審査ができなかったようなところもあるようですので、前向きに検討して、次、委員長になられる方にもそのようにしていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

これから議案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 令和4年度大宜味村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第12号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第14号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑

を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第15号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第15号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

- 議長（平良嗣男） 日程第12 議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いません。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

令和4年3月24日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、下記のとおり議員を派遣するものとする。

記

開催時期	研修名	派遣人員
4月	沖縄振興拡大会議（那覇市）	1名（議長）
5月	北部市町村議長会定例総会（大宜味村） 常任委員長・副委員長実務研修会（那覇市）	1名（議長） 3名
7月	北部議長会先進地行政視察研修（四国）	1名（議長）
8月	県町村正副議長・正副委員長研修会（那覇市） 北部市町村議長会定例総会（今帰仁村）	7名 1名（議長）
10月	県町村議会議長会定例総会（那覇市） 県町村議会議員、職員研修会（那覇市） 北部市町村議会議員研修会及びスポーツレク大会（国頭村）	1名（議長） 全議員 全議員
11月	町村議会議長全国大会（東京都） 町村議会広報研修会（那覇市）	1名（議長） 4名
12月	北部市町村議長会定例総会（恩納村）	1名（議長）
2023年1月	町村議会副議長研修会（那覇市）	1名（副議長）
2月	北部市町村議長会定例総会（名護市） 県町村議会議長会定例総会（那覇市） 県町村議会議員、職員研修会（那覇市）	1名（議長） 1名（議長） 全議員

派遣目的：町村議会議員の資質向上に資するため。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午前10時28分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員